

国立印刷局の平成 27 年度の
業務実績に関する評価書

平成 28 年 9 月 7 日

財務省理財局

様式 3-1-1 行政執行法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立印刷局	
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度
	主務省令期間	平成 27 年度～平成 31 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	財務大臣		
法人所管部局	理財局	担当課、責任者	国庫課 木村秀美課長
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 田平浩室長

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実施に当たっては、6月14日に国立印刷局理事長及び監事に対してヒアリングを行い、7月19日に有識者からの意見聴取を行った。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし</p>

様式 3-1-2 行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		B				
評定に至った理由	項目別評定は一部がA及びCであるものの殆どの項目がBであること、また、全体の評定を引き下げる事象がなかったことから、「独立行政法人の評価に関する指針」(総務大臣決定)に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度においては、財務大臣が製造計画で定めた銀行券の数量すべてを、日本銀行が指定した納期までに確実に納品し、銀行券の円滑な供給に大きな役割を果たした。 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発、旅券の製造、官報の編集・印刷については、難易度が高い目標設定のなか、すべての指標が目標を達成した。 マイナンバー通知カードの製造について、製造工程上の問題により誤封入が生じ、それに伴い個人情報の漏えいがあったこと、労働安全の保持について、休業4日以上労働災害が発生し、うち1件について労働基準監督署から是正勧告等を受けたことは、ともに重く受け止める必要がある。 環境保全に関しては、適切な設備の導入等により温室効果ガスや廃棄物の排出量は目標を大幅に上回る削減となった。 <p>以上を踏まえ、全体としておおむね事業計画における目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 外国紙幣の製造受注については、現行紙幣の追加製造が主たるものであることから、独自の偽造防止技術を持つ国立印刷局の製造条件と合致しないことが判明した。今後は、製造技術協力や専門技術を要する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献に努めてもらいたい。 マイナンバー通知カードの製造に伴い生じた返品及び情報漏えいについては非常に重く受け止める必要がある。本事業は今後も継続予定であることから、業務フローの見直しを含め工程管理を徹底し、再発防止が図られることが求められる。 <p>製造したマイナンバー通知カードの納入にあたっては、一部に、国立印刷局から各郵便局への搬入の遅れを指摘する報道がなされたところ。検証の結果、関係者間の事前調整が、計画段階で想定可能であった問題点等を十分加味されないまま行われた事実を確認した。結果的に、国立印刷局は、契約書に記載された期限までに全てのマイナンバー通知カードの搬入を完了したが、本件のような特定個人情報の漏えいリスクのある不特定多数の者に送付するための印刷、封入等の一連の作業の受注等、印刷局において業務実績のない新規かつ重要な事業の実施に際しては、予めあらゆるリスクを想定し、同様の問題が生じないよう準備を万全にして臨む必要がある。また、新規事業の受注に当たっては、組織的な管理の下で、適切な収支見込みを作成し継続して課題・問題点の把握に努めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害については、緊急安全点検等を通じて危険個所の改善等が図られているところであるが、休業4日以上労働災害について、4件中3件が同じ工場に集中しており、労働災害ゼロに向けて、安全教育の更なる徹底等に取り組むことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>○監事ヒアリング(平成28年6月14日)における監事からの主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業の立場として、業務プロセスの改善により、効率化やコスト削減に継続して取り組む必要がある。一方で、将来においても継続して確実に製品を供給していける体制整

	<p>備も欠かせないものであり、そのために必要な設備投資は行っていくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カードの事業については、短期間で大量のカード（約 5 千 7 百万通）の製造・納入の事業として、3 名分の誤封入があったことについては、評価が難しいが、現場における作業マニュアルの遵守状況等につき検証が必要。また、新規事業については、適切な収支見通しの管理が重要。
<p>その他特記事項</p>	<p>○独立行政法人国立印刷局の業務実績評価に関する有識者会合（平成 28 年 7 月 19 日）において、各委員から出された主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対する情報発信は非常によく実施されており、自己評価も妥当と考えられる。 ・マイナンバー通知カードの誤封入が発生した件については、短期間で大量の印刷物の製造・封入・納入を行うことへのリスク認識が必要だったのではないかと。今後もマイナンバー通知カードに係る事業は継続されることから、業務フローの見直しを含め工程管理を徹底し、再発防止が図られることが求められる。 <p>また、そもそも最終的な納入先が各家庭であるような従前とは全く異なる新規事業を引き受けるに当たっては、予めあらゆるリスクを想定し、事業を完遂できるよう慎重な判断がなされるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働災害の発生件数が同じ業界平均に比べると非常に低く、その点は高く評価したい。しかしながら、休業 4 日以上労働災害について、4 件中 3 件が同じ工場に集中しており、労働災害ゼロに向けて、安全教育の更なる徹底等に取り組むことを求めたい。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-1 日本銀行券及び貨幣の発行・製造計画の策定	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 27 年度事前分析表 [総合目標 4] 平成 27 年度事前分析表 [政策目標 4-1]

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度 (銀行券等事業)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 設備投資計画において年度内受入とした 1 億円以上の設備の年度内受入率 (ただし、受注者側の事情によるものを除く)		100%	100%					売上高 (百万円)	63,693				
製造計画達成度	100%		100%					売上原価 (百万円)	52,490				
納期未達成率	0%		0%					販売費及び一般管理費 (百万円)	8,677				
返品率	0%		0%					営業費用 (百万円)	61,168				
(参考指標) 損率		(製紙) 9.50% (印刷) 0.48%	(製紙) 8.93% (印刷) 0.46%					営業利益 (百万円)	2,526				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																	
			業務実績	自己評価	評価	理由																
<p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>銀行券の製造について、以下の取組を行う。</p> <p>① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより、製造体制の合理化、効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより、設備を安定的に稼働させることを通じて、財務大臣の定める製造計画を確実に達成する。また、品質及び製造工程管理を徹底し、日本銀行との契約を確実に履行する。</p> <p>【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し、銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。</p> <p>【優先度：高】銀行券の供給が停滞した場合、経済活動及び国民生活に著しい影響が生じることから、銀行券事業を優先的に行う必要があるため。</p> <p>【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状</p>	<p>1. 銀行券等事業（銀行券）</p> <p>(1) 財務大臣の定める製造計画の確実な達成について</p> <p>財務大臣の定める銀行券製造計画の数量を確実に製造するため、以下のとおり取り組みます。</p> <p>① 業務の質の向上及び効率化、事業の継続性の確保に必要な設備投資等を、費用対効果を勘案した上での確に実施するため、設備投資計画を策定し、進捗管理及びその効果等の検証を徹底します。また、設備の保守点検を計画的かつ的確に実施することで、製造設備の安定稼働及び機能維持に努め、安定的かつ確実な製造を継続します。これらの取組に加えて、効率的な製造体制を構築することで、財務大臣が定める銀行券製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行します。</p> <p>品質情報の共有による品質管理の充実、工程管理の履行状況の点検、作業考査の実施等を通じて、品質管理及び製造工程管理を徹底します。</p> <p>また、引き続き高品質で均質な銀行券の製造に努め、規格外製品を日本銀行に納入することのないよう取組み、返品が発生しな</p>	<p>・設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入とした1億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 銀行券の製造等</p> <p>イ 設備投資・保守点検の的確な実施</p> <p>主要な製造設備の高機能化や実施を見合わせてきたインフラ設備の更新に重点を置いた中期設備投資計画に基づき、平成27年度の設備投資計画を策定し実施した。</p> <p>計画の実施に当たっては、新たに設置した設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、設備投資に係る進捗状況の全体集約を行うとともに、実行部門との間で進捗状況に関する情報を共有し、設備投資案件の着実な実施を推進した。特に、計画額1億円以上の重要案件については、設備投資委員会において、投資の必要性、仕様、電力量の削減効果等の費用対効果、調達手順等を検証し、必要の都度、計画内容を見直しつつ効果的な投資を行った（Ⅶ「3. 施設及び設備に関する計画」参照）。</p> <p>また、設備の更新に当たっては、高機能な生産機械に更新し、生産性の向上を図るなど、引き続き製造体制の効率化に取り組んだ。</p> <p>なお、設備投資の的確な実施に向け取り組んだ結果、計画した1億円以上の全ての銀行券製造設備について、下表のとおり受入（注1）を完了したことから、1億円以上の設備の年度内受入率は100%となった（参考指標 平成26年度：100%）。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1171 1872 1451"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>券面検査装置</td> <td>東京工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>彦根工場</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>設備の保守点検については、関係法令、規程等に基づく定期点検のほか、自主保全（注2）による点検を実施し、その結果等を踏まえ、老朽化した設備の修繕を計画的に実施するなど、製造設備の安定稼働及び機能維持を図った。</p> <p>また、建物及び建物附属設備の保守点検・更新については、これまで統一的な基準を設定していなかったことから、製造へ大きく影響する変電設備等のインフラ設備に係る保守点検・更新基準の設定に向け検討を行った。</p>	件名	機関	台数	銀行券印刷機	東京工場	1台	券面検査装置	東京工場	2台	銀行券検査仕上機	東京工場	2台	小田原工場	1台		彦根工場	1台	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画を基本に平成27年度の設備投資計画を策定し、新たな管理体制の下、単年度管理の視点も踏まえつつ、計画を着実に実施している。</p> <p>また、新たに建物の統一的な保守点検基準等の設定に向けた検討を進めるなど、銀行券の安定・確実な製造に向け着実に取り組んでいる。</p> <p>計画的な保守点検、修繕等により、設備の安定稼働及び機能維持に努めたほか、品質管理を徹底し、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完了したことは評価できる。</p> <p>予見し難い製造数量の変更等に備え、効率的な交替勤務体制等を継続し、柔軟で機動的な体制を維持している。</p> <p>秘密管理を徹底し、情報漏えいを防止するとともに、製品の管理については、更なるセキュリティ強化を企図した新たな施策の検討を進め、製品の紛失・盗難を防止している。</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>柔軟で機動的な製造体制のもと、高品質で均質な銀行券を確実に製造し、財務大臣の定める製造計画を達成したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>設備投資計画を策定するとともに、設備投資委員会において投資の必要性、費用対効果等を検証したうえで、予定した大規模設備についてすべて受入を完了するなど、設備投資計画に沿った的確な投資を実施している。</p> <p>設備の運用にあたっては、点検計画に沿った定期点検や自主保全により、銀行券製造設備の安定稼働・機能維持に努めたほか、作業考査や標準点検などを通じ品質・製造工程管理を徹底した。</p> <p>製造体制については、長期連続操業や二交替勤務、昼連続稼働により柔軟で機動的な体制を維持した。</p> <p>これらの取組により、財務大臣が定めた製造数量すべてを納期までに日本銀行へ確実に納品した。また、損率については前年度実績を下回った。</p> <p>秘密管理者等を対象とした研修や自主点検を通じた秘密情報管理の徹底、新たな入退室管理装置の試行運用や作業考査・標準点検を通じた製品管理</p>
件名	機関	台数																				
銀行券印刷機	東京工場	1台																				
券面検査装置	東京工場	2台																				
銀行券検査仕上機	東京工場	2台																				
	小田原工場	1台																				
	彦根工場	1台																				

<p>態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質及び製造工程管理が求められるため。</p> <p>② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。</p> <p>③ 情報漏えいや紛失、盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p>	<p>いようにします。</p> <p>② 財務大臣による緊急命令がいつ発せられても対応できるよう、柔軟で機動的な製造体制を構築・維持し、災害等の緊急の場合を含め、当初予見し難い製造計画の変更等による製造数量の増減に対しても的確に対応します。</p> <p>③ 偽造防止技術等に関する秘密管理を徹底するとともに、製品監視体制の維持・強化、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理を徹底し、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造計画達成度 (100%) ・ 納期未達成率 (0%) ・ 返品率 (0%) ・ 設備の保守点検及び品質管理の的確な実施 (参考指標：損率) ・ 緊急命令への対応に備えた体制の 	<p>(注1) 受入 検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること</p> <p>(注2) 自主保全 製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清掃、給油等を行うこと</p> <p>ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底 品質管理については、規則、標準等に定められた作業手順や品質管理手法を確実に実施するとともに、その更なる安定化を図るため、本局・工場間の品質管理打合せ会、各種品質管理に関する研修などを通じ、品質情報等の共有、品質管理手法に関する知識の習得やスキルアップに取り組んだ。 また、品質検査装置の更新機の開発・導入に取り組むなど、更なる品質管理の安定化に努めた。 製造工程管理については、各工場において、作業考査(注3)及び標準点検(注4)を実施し、工程ごとの製品監視、数量管理、製品の散逸防止、保管管理などが製品の取扱規程等に基づき確実に実施されていることを確認した。</p> <p>(注3) 作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者が客観的な立場から年間4回点検するもの</p> <p>(注4) 標準点検 作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検するもの</p> <p>これらの取組を確実に実施したことにより、財務大臣の定める製造計画の数量(30億枚)の製造を完遂するとともに、日本銀行への納入を納期までに完了し、返品が発生もなかった。 なお、損率(注5)は、製紙部門において8.93%、印刷部門において0.46%であった(参考指標 平成26年度：製紙部門9.50%、印刷部門0.48%)。</p> <p>(注5) 損率 製紙部門及び印刷部門の各工程で製造した正紙に対する損紙の発生割合</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持 財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を維持</p>	<p>以上のことから、「財務大臣の定める製造計画の確実な達成」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>の徹底により、情報の漏えいや紛失・盗難は発生しなかった。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で、全ての指標が目標を達成しており、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられる。</p>
---	--	---	--	--	---

			<p>維持</p> <p>・ 具体的事案発生時の的確な対応</p> <p>・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>するため、製紙部門における長期連続操業（注 6）及び印刷・貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに検査仕上部門における昼連続稼働の実施を継続した。</p> <p>なお、財務大臣による緊急命令が発せられた事案はなかった。</p> <p>（注 6）長期連続操業 土日、休日を含め 24 時間連続で操業すること</p> <p>③ 秘密情報及び製品の管理</p> <p>イ 偽造防止技術等に関する秘密情報の管理 秘密情報の取扱いに当たっては、秘密管理に関する規則等の確実な運用を通じ、情報の管理を徹底した。 また、各機関の秘密管理者等（各課長等）を対象とした秘密管理に関する研修を実施し、秘密管理の強化に努めた（7 月・9 月）。 さらに、各機関において、秘密管理に関する規則等の遵守状況の自主点検（8 月～11 月）を実施するとともに、本局及び研究所を対象として、本局職員による偽造防止に係る秘密情報の管理状況の実地点検を実施（12 月～平成 28 年 2 月）し、適切な管理が行われていることを確認した。 なお、偽造防止技術等に関する秘密情報の漏えいはなかった。</p> <p>ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程、標準等に則り確実に作業を実施するとともに、更なるセキュリティ強化に関する取組として、作業場への入退室を管理・記録する新たな入退室管理装置について試行運用を行った。また、作業考査及び標準点検を通じ、作業内容等の確認・検証を行い、製品管理の徹底に取り組んだ（①ロ参照）。 その他、製品の紛失・盗難を防止することなどを目的に、現行の警備に加え外部委託警備を試行し、より効果的な警備体制への移行に向け検討した（Ⅶ「1. (3) リスク管理について」参照）。 なお、製品の紛失・盗難は発生しなかった。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	通貨行政当局との密接な連携等について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 通貨の偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上のための取組	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号・第 7 号、第 3 項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 27 年度事前分析表 [総合目標 4] 平成 27 年度事前分析表 [政策目標 4-1]

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度 (銀行券等事業)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 通貨行政当局への情報提供件数とその内容		(情報提供件数) 5 件	(情報提供件数) 5 件					売上高 (百万円)	63,693				
(参考指標) 外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問・出席回数及び通貨行政当局への報告件数とその内容		(訪問・出席回数) 10 件 (報告件数) 3 件	(訪問・出席回数) 17 件 (報告件数) 14 件					売上原価 (百万円)	52,490				
(参考指標) 通貨行政当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無 (年 1 回 12 月末)		有	有					販売費及び一般管理費 (百万円)	8,677				
(参考指標) 対応回数とその内容		(対応回数) 5 回	(対応回数) 13 回					営業費用 (百万円)	61,168				
(参考指標) 製造引合に対する入札参加・見積書提出件数		3 件	0 件					営業利益 (百万円)	2,526				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
<p>(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。</p> <p>また、国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。</p> <p>さらに、外国の銀行券関連機関から要請があった場合には、研修・視察の受入や専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際協力に貢献する。</p> <p>② 国際協力及び偽造防止技術を中心とした製造技術やデザイン力等の維持・向上を図る観点から、</p>	<p>(2) 通貨当局との密接な連携等について</p> <p>① 通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。</p> <p>国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に応じてセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。</p> <p>さらに、外国の銀行券関連機関から要請があった場合には、研修・視察の受入れを積極的に行うことにより、国際協力に貢献します。</p>	<p>・現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上</p> <p>・偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供（参考指標：通貨当局への情報提供件数とその内容、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問・出席回数及び通貨当局への報告件数とその内容、通貨当局の要望に応じたセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末））</p> <p>・国際協力への対応（参考指標：対応回数とその内容）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献</p> <p>イ 偽造防止技術に関する検討</p> <p>国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果について、通貨当局と意見交換を行うことにより、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図りつつ、将来の銀行券を見据えた偽造防止技術の研究開発に取り組んだ。</p> <p>また、これまでの研究成果を反映しつつ、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた試作品の検証実験を実施するとともに、高度化した偽造防止技術の実装性等について評価を行った。</p> <p>さらに、通貨当局と銀行券の券種識別容易性について検討した。</p> <p>ロ 銀行券の動向に関する情報提供等</p> <p>(イ) 通貨当局への情報提供等</p> <p>国内外の銀行券の動向について、通貨当局へ次のとおり情報提供等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の海外における偽造、改刷状況及び偽造防止技術の動向に関する情報提供（3回、4月・6月・9月） 通貨制度に関する基本的事項、銀行券の流通状況、国内外における銀行券の偽造動向等に関する情報交換（1回、10月：通貨当局、日本銀行、造幣局、国立印刷局による勉強会） 偽造通貨に関する情報交換（1回、9月：通貨当局、財務省関税局、日本銀行、造幣局、国立印刷局、警察庁による連絡会） <p>(ロ) 外国銀行券関連機関への訪問・国際会議への参画</p> <p>モンゴル等8か国の銀行券関連機関を訪問し、当該国における銀行券の改刷、調達状況等について調査・情報収集を行い、通貨当局に報告した。</p> <p>また、各国の中央銀行及び銀行券製造機関により構成される環太平洋銀行券会議及び欧州銀行券会議分科会のほか7つの国際会議への参画を通じ、外国銀行券の動向等について情報を収集し、通貨当局に報告した。</p> <p>これらの取組の結果、外国銀行券関連機関や国際会議への訪問・出席回数は17回（参考指標 平成26年度：10回）、通貨当局への報告件数は、14件（参考指標 平成26年度：3件）となった。</p> <p>(ハ) セキュリティレポートの提出</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>国際会議への参画等により得られた偽造防止技術等の情報を通貨当局へ提供し、意見交換を行っている。</p> <p>研究開発については、通貨当局と認識を共有し実施するとともに、銀行券の利便性向上等に向けた検討を進めている。</p> <p>ベトナム国家銀行への国際協力について、現地に長期派遣した専門家の主導の下、相手国の技術レベルや要望を把握しつつ、その状況に応じたカリキュラムを設定するなど、効果的な研修を実施している。</p> <p>外国銀行券の生産受託に係る入札については、現在発行されている銀行券の追加製造に関するものであり、汎用的な技術や低コストの仕様が指定される等その要件が、独自の偽造防止技術に優位性を持つ国立印刷局の製造条件と合致しない。</p> <p>こうした事情を踏まえ、今後は製造技術協力を中心として、通貨関係当局等と連携しつつ国際協力に積極的に取り組むこととする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> </tr> </table> <p><評価の視点></p> <p>偽造抵抗力の強化や銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めたか。</p> <p>国内外の銀行券の流通状況や偽造動向について、通貨行政当局への確に情報提供を行ったか。</p> <p>外国の銀行券関連機関からの研修・視察を積極的に受け入れ、国際協力に貢献したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>国内外の偽造防止技術等に関する調査・分析結果について、通貨行政当局と意見交換を行い、今後の研究開発の方向性について認識の共有を図ったほか、通貨行政当局と銀行券の券種識別容易性について検討する等、通貨行政当局との一体性が見られた。</p> <p>銀行券の流通状況や国内外における偽造や改刷状況など、通貨行政当局に必要な情報を提供した。また、国内外の関係当局との情報交換等の結果については、セキュリティレポートに取りまとめられたうえで期限どおり提出された。</p> <p>各国の関係当局の要請に基づく研修の実施や工場視察の受入れなど、国際協力に貢献した。</p>	評定	B
評定	B						

<p>相手国の意向を踏まえ、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、外国政府等の紙幣等製造及び製造技術協力の実施に向けて積極的に取り組む。</p>	<p>② 外国政府、外国の銀行券製造機関、中央銀行等による当該国・地域における紙幣の円滑な供給に貢献するとの観点から、外国政府等からの要望や当該国・地域における流通環境等に応じて、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、通貨関係当局等との緊密な連携の下、紙幣の生産受託、製造技術協力、技術提案あるいは情報提供等の実施に積極的に取り組めます。</p>	<p>・国際協力・外国政府等の紙幣製造等受注に向けた取組（参考指標：製造引合に対する入札参加・見積書提出件数）</p> <p>・通貨当局への迅速な報告等</p>	<p>セキュリティレポートの作成に当たり、通貨当局と協議の上、要望事項等について整理した（5月）。協議の結果を踏まえ、国際会議の参画等により得られた国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等に関する情報をセキュリティレポートとして取りまとめ、通貨当局に提出するとともに（12月）、内容について説明した（平成28年1月）。</p> <p>ハ 国際協力への対応</p> <p>外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入れを積極的に行い、研修については5回、視察については8回受け入れた（参考指標 平成26年度：研修0回、視察5回）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンの関係当局からの要請に基づき、銀行券の鑑定に関する研修を実施した（8月）。 ・国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの一環として、ベトナム国家銀行にインキ製造に係る専門家を短期派遣し、現地において研修を実施した（7月）。また、研究所等において、研究開発施設に関する研修を実施（8月）するとともに、研究所及び東京工場において、インキ製造技術に関する研修を実施（11月～12月）した。さらに、設備管理に係る専門家を短期派遣し、現地において研修を実施した（平成28年1月）。 ・各国の関係当局の要請に基づき、インドネシアのほか6か国の銀行券関連機関による工場視察を合計8回受け入れた。 <p>② 技術協力・外国政府等の紙幣製造等受注に向けた取組</p> <p>イ 技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム国家銀行への技術協力について、平成26年度に引き続き、専門家を長期派遣し、インキ製造に係るアドバイスをを行うとともに、技術協力の進捗状況を確認するため、ベトナム国家銀行を訪問し、視察及び意見交換を行った（平成28年3月）。 ・平成26年度に覚書を締結したインドネシア政府証券印刷造幣公社との技術交流については、覚書の有効期間を1年間延長するとともに（6月）、相互にスーベニア印刷物を製造することで合意したことから、そのデザインについて協議を行うなど、スーベニア印刷物の作製に向けて取り組んだ。 <p>ロ 外国政府等の紙幣等製造の受注に向けた取組</p> <p>アジア地域を中心とした5か国について、紙幣等の入札、製造引合等に係る情報を得られたことから、その都度、速やかに通貨当局に報告し、相互に連携して詳細な情報収集を行うとともに、一部の国に対し生産受託に向けた新たな提案を行ったが、いずれの国も仕様等の面で条件が折り合わなかった。</p>	<p>以上のことから、「通貨当局との密接な連携等」については、定性的な取組について事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	<p>アジア地域を中心とした5か国について、紙幣等の製造受注に向けて取り組んだが、いずれも仕様、期限、コスト等の面で条件が折り合わなかった。一方で、外国の銀行券製造機関への技術協力は、ベトナムやインドネシアにおいて積極的に進められた。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>外国紙幣の製造受注については、現行紙幣の追加製造が主たるものであることから、独自の偽造防止技術を持つ国立印刷局の製造条件と合致しないことが判明した。今後は、製造技術協力や専門技術を要する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献に努めてもらいたい。</p>
--	--	--	--	---	--

				この結果、製造引合に対する入札参加・見積書提出には至らなかった(参考指標 平成 26 年度 : 入札参加 1 件、見積書提出 2 件)。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	国民に対する情報発信について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-5 通貨への関心の向上のための取組	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 27 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 27 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
② 要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(参考指標) 当年度ページビュー数、更新回数		(ビュー数) 1,806,709 件	(ビュー数) 2,060,504 件 (更新回数) 628 回					売上高 (百万円)	74,138				
(参考指標) 当年度におけるホームページに寄せられた回答を要する問合せに対する回答件数		90 件	106 件					売上原価 (百万円)	60,465				
(参考指標) 博物館来場者数、特別展示等の開催・出展回数		(来場者数) 22,335 人 (開催・出展回数) 9 回	(来場者数) 25,946 人 (開催・出展回数) 11 回					販売費及び一般管理費 (百万円)	10,280				
(参考指標) 依頼のあった出張講演等の実績回数		4 回	4 回					営業費用 (百万円)	70,745				
博物館におけるアンケート結果	5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.50					営業利益 (百万円)	3,393				
工場見学者アンケート結果	5 段階評価 で平均評価 3.5 超		4.36										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 国民に対する情報発信について</p> <p>博物館の展示物やホームページの拡充、工場見学の積極的な受入を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。</p>	<p>(3) 国民に対する情報発信について</p> <p>国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるため、国立印刷局や銀行券に関する情報を国民に向けて分かりやすく発信します。</p> <p>具体的には、ホームページにおいて、必要な情報の提供を確実に実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。ホームページに寄せられる外部からの問い合わせに対しては、正確かつ確実に回答を行います。</p> <p>博物館においては、展示内容の充実や来館者の理解を深めるような趣向を凝らした特別展示等を実施することにより、来館者の満足度を高めることに取り組むとともに、講演等を通じて広く国民への情報発信に努めます。</p> <p>銀行券印刷工場においては、見学を積極的に受け入れるとともに、分かりやすい解説、展示を行うことで、来場者の満足度を高めることに取り組んでいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実（参考指標：当年度ページビュー数、更新回数） ・博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・出展回数） ・国民に対する情報発信の充実（参考指標：依頼のあった出張講演等の実績回数） ・博物館におけるアンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超） ・工場見学者アンケート結果（5段階評価で平均評価3.5超） 	<p><主要な業務実績></p> <p>イ ホームページの充実等</p> <p>(イ) ホームページ等による情報提供</p> <p>国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホームページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「お札に関するよくあるご質問」ページの回答について、文字情報に加え画像を用いた内容に更新した（10月）。 ・ 日本語版及び英語版ホームページに国立印刷局の事業紹介の動画を掲載（5月）するとともに、製造工程・偽造防止技術を紹介する動画を掲載した（平成28年3月）。また、国立印刷局事業案内及び各種パンフレットをダウンロード可能な形式で掲載した（5月）。 ・ 平成26年12月に開始したフェイスブックについては、緊急官報の製造訓練の様子やお金と切手の展覧会等のイベントの途中経過に関する記事を掲載するなど（計80件）、タイムリーな情報提供を行った。 ・ 博物館ホームページにおいて、特別展示等の見どころ紹介、収蔵品紹介、過去の展示や博物館ニュース等の情報を掲載した。また、収蔵品については、収蔵品データベース（平成26年10月開始）の登録件数を増やす（合計3,006点（日本の紙幣1,091点・外国の紙幣1,915点））とともに、「収蔵品ギャラリー」において、収蔵品5点の解説を新たに掲載した。 <p>これらの取組により、ホームページのページビュー数は2,060,504件、更新回数は628回となった（参考指標 平成26年度：ページビュー数1,806,709件）。</p> <p>(ロ) ホームページに寄せられた問合せに対する回答状況</p> <p>ホームページに寄せられた国立印刷局の製品や業務に関する問合せ（144件）のうち、営業目的や連絡先未記入により回答が困難なもの等（38件）を除く問合せ全て（106件）に回答した（参考指標 平成26年度：90件）。</p> <p>ロ 博物館における活動</p> <p>(イ) 展示内容の充実</p> <p>常設展について、「偽造防止技術の歴史」を視点とする内容に変更するとともに、彩紋彫刻機を新たに展示するなど内容の充実を図った。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>国立印刷局ホームページについては、平成26年度に分かりやすさ及びアクセシビリティの向上を目的として、デザイン等の全面リニューアルを実施しており、平成27年度も同様のコンセプトで積極的に各種改善や情報発信を行い、より一層、国民に向けた分かりやすい情報提供等に努めている。</p> <p>また、博物館来館者に対するアンケートの結果（5段階評価の平均値：4.50、回答数：平成27年度982件・平成26年度971件）については、年度目標の3.5を大きく上回っており、展示内容の充実のための各種取組が、来館者の満足度向上に寄与したものと評価できる。</p> <p>工場見学については、一時中断していた東京工場の工場見学を再開するとともに、展示物や説明内容等の統一に向けた検討</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深めるために、適切な情報提供を行っているか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>事業や製造工程・偽造防止技術を紹介する動画を掲載したほか、博物館の収蔵品データベースの登録件数を増やすなど、ホームページの充実に努めている。この結果、ページビュー数は前年度を上回った。また、ホームページに寄せられた国立印刷局の製品や業務に関する問合せについては、連絡先未記入により回答が困難なもの等を除くすべてに回答するなど、国民の声に丁寧に対応した。</p> <p>博物館においては、随時にテーマの変更を行うとともに、新たな展示品を用いた。また、イベントや出張講演を開催するなど、情報発信の充実に努めた。</p> <p>博物館の来場者・工場見学者からのアンケート結果の評価については、ともに目標を大きく上回った。</p> <p>以上により、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられる。</p>	

		<p>・外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：当年度におけるホームページに寄せられた回答を要する問合せに対する回答件数）</p>	<p>た（9月）。</p> <p>（ロ）特別展示等の開催・出展 常設展に加え、歴代の銀行券のすかしや紙製品の紹介といった特定のテーマについて展示を行う特別展示等を4回開催したほか、情報提供の機会として、お金と切手の展覧会等のイベントに7回出展した。その結果、特別展示等の開催・出展回数は11回となった（参考指標 平成26年度：9回）。</p> <p>（ハ）来館者確保のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別展示等の開催について、立地自治体である東京都北区の教育委員会等の関係部門に協力を仰ぎ、小中学校への告知や各町会掲示板への案内掲示により、周知を行うとともに、博物館の展示等について紹介・解説した博物館ニュースを発行して来館者等に配布した。 テレビ局、出版社、新聞社等のマスコミ各社の取材に積極的に応じ、博物館の魅力等を、全国各方面に向けて発信するなど、幅広くPR活動を行った。 <p>これらの取組により、博物館来場者数は25,946人となった（参考指標 平成26年度：22,335人）。</p> <p>（ニ）出張講演等の実施 国民に対する情報発信の一環として、公益財団法人や地方公共団体等に対し銀行券の歴史や偽造防止技術に関する内容の出張講演を実施した。その結果、出張講演の回数は4回となった（参考指標 平成26年度：4回）。</p> <p>（ホ）来館者の満足度 各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、展示の改善等につなげるため、5段階評価によるアンケートを実施し、来館者の満足度を調査した結果、平均評価は4.50であった（平成26年度：4.57）。</p> <p>ハ 工場における広報活動</p> <p>（イ）工場見学の受入れ 工場見学者の受入れを実施している小田原工場及び彦根工場において、アンケートを実施し、見学者の満足度等を博物館と同様の方法により調査した結果、平均評価は4.36であった。</p> <p>製造施設の改修工事により、一時中断していた東京工場の見学者受入れについては、展示施設を全面リニューアルし、平成28年3月</p>	<p>を行うなど、来場者の更なる満足度向上に向け、積極的に取り組んでいる。</p> <p>なお、見学者を対象としたアンケートの結果（5段階評価の平均値：4.36、回答数：平成27年度4,780件）については、年度目標の3.5を大きく上回っており、見学者から高い評価を受けている。</p> <p>以上のことから、「国民に対する情報発信」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることに加え、工場見学再開に向けた取組等を積極的に実施していることから、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	--	--	--

			<p>24日に再開した。</p> <p>なお、再開に当たっては、工場間でばらつきのあった見学内容（展示物、説明内容等）の統一について、東京工場をモデルとし、他工場への拡大を考慮して準備を行った。</p> <p>また、東京工場の見学施設を活用し、関東財務局及び東京都金融広報委員会と共催で、「親子で学ぼう！春休み おかね教室」を実施した。</p> <p>静岡工場については、平成28年度中の見学再開に向け、準備を開始した。</p> <p>(ロ) その他の取組</p> <p>各工場においては、夏休み期間中に小中学生を始めとする各地域の居住者を対象とした工場特別見学会の開催や地域のイベントへの出展を行い、銀行券の製造工程や偽造防止技術の紹介等を実施した。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(4)	偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について		
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標 4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。 政策目標 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策 4-1-2 通貨の偽造・変造の防止	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第 11 条第 1 項第 6 号・第 7 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	(財務省) 平成 27 年度事前分析表〔総合目標 4〕 平成 27 年度事前分析表〔政策目標 4-1〕

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	27 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度		27 年度	28 年度	29 年度	28 年度	29 年度
研究開発計画の策定の有無	有		有						売上高（百万円）	74,138			
中間評価における評価指数	全計画平均 90 以上		99.1						売上原価（百万円）	60,465			
研究開発活動の成果	終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る		上回った						販売費及び一般管理費（百万円）	10,280			
(参考指標) 研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）		(特許出願) 61 件 (学会報告) 3 回	(特許出願) 55 件 (学会報告) 3 回						営業費用（百万円）	70,745			
									営業利益（百万円）	3,393			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
			業務実績	自己評価	評価																
<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について</p> <p>次の銀行券の改刷をも見据えた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。</p> <p>【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。</p>	<p>(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発について</p> <p>独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化に向けた研究開発を着実に実施するため、研究開発計画を策定し、計画に沿って着実に研究開発を進めます。</p> <p>また、研究開発評価システムの運用を通じて、事前・中間・事後評価の適切な実施及び評価結果の研究開発計画への適切な反映を行います。効果的な研究開発の推進や質の向上に努めることで、中間評価における評価指数が全計画平均90以上となるよう取り組むとともに、研究開発終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回るよう取り組みます。</p> <p>なお、創出された研究開発成果については、必要に応じて特許出願するなど適切に活用するほか、有用な研究成果については、偽造防止技術等の開発等への影響に配慮しつつ、国内外の会議、学会等で報告します。</p>	<p>・研究開発計画の策定の有無</p> <p>・事前・中間・事後評価の適切な実施及び評価結果の研究開発計画への適切な反映</p> <p>・中間評価における評価指数（全計画平均90以上）</p> <p>・研究開発活動の成果（終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）</p> <p>・研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 研究開発の実施</p> <p>研究開発の実施に当たっては、6分野29件の研究課題に係る研究開発計画を策定（平成27年3月）し、計画どおり全課題を実施した（平成26年度：6分野34件）。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>偽造防止技術の維持・向上</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>効率化・合理化に向けた設備開発</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>製紙・印刷技術の高度化</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>製品開発</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>環境負荷低減</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>基礎的研究</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29件</td> </tr> </tbody> </table> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>(イ) 偽造防止技術の維持・向上に関する取組</p> <p>近年の諸外国の技術動向を踏まえつつ、新たな独自技術の創出に向けた技術開発や所有する中核技術の更なるレベルアップを目指した研究開発に取り組み、実製造設備等による技術検証を行った。</p> <p>(ロ) 効率化・合理化に向けた設備開発に関する取組</p> <p>検査体制の充実、検査装置の高度化等のための装置開発に取り組み、各種品質検査装置の仕様書の整理を実施した。</p> <p>(ハ) 製紙・印刷技術の高度化に関する取組</p> <p>用紙、版面、インキ等の基本材料に関する各種課題や製造技術等に関する研究開発に取り組んだ。製紙技術については、用紙の紙料設計に関する検討を進めるとともに、印刷技術については、新たな偽造防止技術の開発を目的に、インキ設計、版面設計等の確立に向けた検証に取り組んだ。</p> <p>(ニ) 製品開発に関する取組</p> <p>将来の銀行券を視野に入れ、デザインと偽造防止技術を融合し、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた銀行券の基本設計について検討し、製紙・印刷工程における検証実験に取り組んだ。</p>	分野	件数	偽造防止技術の維持・向上	8件	効率化・合理化に向けた設備開発	4件	製紙・印刷技術の高度化	7件	製品開発	4件	環境負荷低減	2件	基礎的研究	4件	計	29件	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>国内外の技術動向、偽造や改刷の状況を勘案しつつ、将来の銀行券を視野に入れ、既存技術の高度化や新規技術の創出に重点を置いた研究開発計画を策定するとともに、当該計画を実施している。</p> <p>研究開発評価においては、研究開発評価システムの改善に取り組むとともに、その運用を通じ、事前・中間・事後における評価を実施し、その結果を研究開発計画へ反映するなど、PDCAサイクルを確実に機能させている。</p> <p>これらの取組の結果、評価指標である中間評価における評価指数及び研究開発活動の成果については、共に年度目標を達成している。</p> <p>研究開発により創出した独自技術の一つが国際会議において表彰されたことは、国立印刷局における研究開発の成果が高く評価されたものと認められる。</p>	<p>評定 A</p> <p><評価の視点></p> <p>研究開発にかかる計画を策定し、偽造防止技術の開発等につながる研究を着実に進めたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>「研究開発計画」を策定し、計画に沿って29件の研究開発を進め、全ての課題に取り組んで成果を上げた点は評価出来る。また、研究開発評価委員会において、各研究テーマに対する事前、中間、事後の評価を適切に行い、見直しの必要が生じた研究課題等について研究実施機関にフィードバックを行うとともに、必要に応じて研究開発実施計画を変更するなど、研究開発活動に反映した。</p> <p>継続予定案件の中間評価における評価指数及び研究開発活動の成果については、ともに目標となる水準を上回った。</p> <p>創出された研究成果については、合計55件の特許出願を行ったほか、国内外の会議等において3件の報告を行っている。ICA2015において「Best Paper Award」を受賞しており、研究開発の成果が認められた。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で、全ての指標が目標を達成しており、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられ</p>
分野	件数																				
偽造防止技術の維持・向上	8件																				
効率化・合理化に向けた設備開発	4件																				
製紙・印刷技術の高度化	7件																				
製品開発	4件																				
環境負荷低減	2件																				
基礎的研究	4件																				
計	29件																				

			<p>(ホ) 環境負荷低減に関する取組 環境保全に対する社会的責任を果たすため、電力使用量の削減効果が期待されるインキの研究開発等に取り組んだ。</p> <p>(ヘ) 基礎的研究に関する取組 各種技術及び製品の調査分析や印刷物及び諸材料の物理的・化学的特性に関する分析技術等の強化を図るなど、基礎的な研究開発に取り組んだ。</p> <p>ロ 研究開発評価</p> <p>(イ) 評価の実施及び評価結果の反映 研究開発評価システム(注1)の客観性及び信頼性の更なる担保を目的として、当該システムにおける評価体制、評価方法の細分化等の見直しを行った(8月)。 平成27年度に終了する課題の事後評価、平成28年度に継続する課題の中間評価及び平成28年度に新規設定する候補課題の事前評価を行うため、研究開発評価委員会を開催し、各課題の評価を実施した(12月)。 評価は、成果の創出状況、計画に対する進捗状況、所期の目的の達成状況等の視点から行い、その結果、見直しの必要が生じた研究課題については、研究実施機関にフィードバックを行うとともに、実験計画や人的資源の配分などを再検討した上で、研究開発計画の変更など、研究実施機関における研究開発活動に反映した。</p> <p>(注1) 研究開発評価システム 研究開発に関する内部評価の仕組み。評価は、評価対象となる研究課題の評価時点に応じ、事前評価、中間評価及び事後評価から構成される。</p> <p>(ロ) 中間評価における評価指数 平成28年度継続予定の課題15件に係る中間評価を実施した結果、評価指数の全計画平均は99.1となった。</p> <p>(ハ) 研究開発活動の成果 平成27年度終了予定の課題14件に係る事後評価の結果、研究開発活動に対する成果(終了案件に費やされた費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計)が終了案件に投下された費用の合計を約18%上回った。</p> <p>ハ 研究開発成果の活用 創出した研究開発成果については、特許出願を行ったほか、国内外の会議、学会等において報告した。</p>	<p>以上のことから、「偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 研究開発評価システムについては、不確実性の高い研究開発の特性を踏まえつつ、更なる客観性及び信頼性の向上を目的として、国立研究開発法人等の事例も参考に引き続き改善に取り組むこととする。</p>	<p>る。</p>
--	--	--	--	---	-----------

(イ) 特許出願状況

次の各分野における特許について、合計 55 件の出願を行った（平成 26 年度：61 件）。

分野	件数
偽造防止技術の維持・向上	29 件（24 件）
効率化・合理化に向けた設備開発	9 件（13 件）
製紙・印刷技術の高度化	6 件（8 件）
製品開発	9 件（14 件）
基礎的研究	2 件（2 件）
計	55 件（61 件）

※（）内は、平成 26 年度実績

(ロ) 会議、学会等での報告

有用な研究開発成果 3 件について、偽造防止技術等の開発等への影響に配慮しつつ、次のとおり国内外の会議、学会等において報告した。

- ・ 第 1 回 I C A I 2015（注 2）（6 月）

国立印刷局の偽造防止技術の一つである Image Ripple（イメージリプル：注 3）について、開発の変遷とその機能性や魅力等に関する報告を行った。

なお、本報告は、当該会議における優秀な発表に贈られる「Best Paper Award」を受賞した。

- ・ 日本印刷学会（注 4）（11 月）
印刷ブランケットゴムの膨潤評価方法に関する発表を行った。
- ・ 国際光学光通信学会（注 5）（平成 28 年 2 月）
セキュリティ技術に関する発表を行った。

(注 2) I C A I 2015 (The 1st International Conference on Advanced Imaging 2015)

画像関連の五つの学会（日本印刷学会、日本写真学会、日本画像学会、画像電子学会及び映像情報メディア学会）が共催する国際会議

(注 3) Image Ripple

印刷物に特殊な透明シートを重ねることにより、見えていた模様が別の模様へと明瞭に変わる技術

(注 4) 日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の研究についての発表及び連絡、並びに知識の交換、情報の提供等が行われる国内学会

(注 5) 国際光学光通信学会

印刷、写真を含む画像工学全般の国際学会

--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	旅券の製造について		
業務に関連する政策・施策	(外務省) 基本目標Ⅳ 領事政策 施策Ⅳ-1 領事業務の充実 施策Ⅳ-1-1 領事サービスの充実 施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号・第6号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	(外務省) 平成26年度事前分析表〔外務省26-Ⅳ-1〕 平成26年度行政事業レビューシート 事業番号 新26-19

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度 (銀行券等事業)	28年度	29年度	30年度	31年度
製造計画達成度	100%		100%	/	/	/	/	売上高(百万円)	63,693	/	/	/	/
納期未達成率	0%		0%	/	/	/	/	売上原価(百万円)	52,490	/	/	/	/
返品率	0%		0%	/	/	/	/	販売費及び一般管理費(百万円)	8,677	/	/	/	/
ISO9001 認証の維持・更新の有無	有		有	/	/	/	/	営業費用(百万円)	61,168	/	/	/	/
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無	/	/	/	/	営業利益(百万円)	2,526	/	/	/	/

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
2. 銀行券等事業（銀行券以外） （1）旅券の製造について 旅券については、高い品質が均一に保たれるよう、徹底した品質・製造工程管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、外務省の意向を踏まえつつ、旅券の仕様	2. 銀行券等事業（銀行券以外） （1）旅券の製造について 旅券の製造に当たっては、柔軟で機動的な製造体制を構築することにより、受注した数量を確実に製造し、指定された納期での納品を確実にしています。 外務省の意向を踏まえつつ	・受注数量製造率（100%） ・納期未達成率（0%） ・返品率（0%）	<主要な業務実績> イ 柔軟で機動的な製造 製品の需要に対応するため、二交替勤務体制を継続するとともに、工場間・部門間での製品交流等を実施するなど、柔軟で機動的な製造体制を維持した。 また、事前指定された番号製品を指定場所に誤りなく納入するため、徹底した在庫管理及び発送管理を行ったことにより、外務省との契約に基づく数量を製造し、納期までに全量納品した。 （参考）年間受注数量（3,124.4千冊）	<評定と根拠> 評定：A 旅券については、平成18年から実施している工場での二交替勤務体制の継続や、繁忙期における人員交流の実施など、柔軟で機動的な体制を維持し、製品の製造・納入を確実にしている。 旅券の仕様変更等につ	評定 A <評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。 旅券の仕様変更に向けた取組を行ったか。 <評価に至った理由>

<p>変更が行われる場合に備え、必要な取組を行う。</p> <p>さらに、ISO9001 認証の維持・更新を行うとともに、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。</p> <p>【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質及び製造工程の管理が求められるため。</p>	<p>つ、旅券の仕様変更が行われる場合に備え、関係当局との情報交換や国内外における技術動向の調査を行い、偽変造防止技術の高度化、製造設備に関する研究開発に取り組みます。</p> <p>また、ISO9001 の運用、認証の継続を行うこと等により、品質管理を徹底し、規格外製品を納入することのないよう取り組み、返品が発生しないようにします。さらに、製品の取扱規程を遵守し作業検査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行い、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>・旅券の仕様変更 に備えた検討と成果</p> <p>・ISO9001 認証の維持・更新の有無</p> <p>・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>ロ 旅券の仕様変更等へ向けた取組</p> <p>旅券の仕様変更等を見据え、国内外の会議・検討会に参画し偽変造防止技術等に関する調査等を実施するなど、最新の偽変造防止技術動向の把握に努めた。具体的には、国内では次世代旅券発給業務・システム検討会（注1）等に参画（4件）したほか、海外ではICAOシンポジウム（注2）等の会議・検討会に参画（4件）した。</p> <p>旅券の仕様変更に向けて、セキュリティ機能を強化したICの搭載に係る研究開発等に取り組んだ。また、外務省からの要請に応じて、偽変造対策等を考慮した複数のデザイン案を提示した。</p> <p>なお、提示したデザイン案の中から、「富嶽三十六景」が基本デザインとして採用された（平成28年2月）。</p> <p>（注1）次世代旅券発給業務・システム検討会 新たな旅券発給管理業務・システムの整備に向けた具体的な方針を決定する外務省主催の会議</p> <p>（注2）ICAOシンポジウム 旅券に関する基本方針、将来展望の公表や最新技術等の情報交換の場として、ICAO（国際民間航空機関）が主催する会合</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <p>工場において、ISO9001（注3）の定期審査を実施し、認証を継続した（9月）。</p> <p>本局・工場間の品質管理打合せ会等において、品質管理のポイント等について情報共有を図るとともに、重点取組事項を設定するなど品質管理の徹底に向け取り組んだ。あわせて、材料供給メーカーへの品質点検等を実施するなど、品質向上の徹底に向け取り組んだ（9月・12月）。</p> <p>工場で四半期ごとに実施する作業検査においては、主に生産管理体制について計画的にチェックするなど統制の有効度を評価し、製品保管・管理については、一層のセキュリティ向上を図った。</p> <p>また、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行い、数量トラブル等の発生防止に努めた。</p> <p>なお、情報の漏えい、製品の紛失・盗難及び返品の発生はなかった。</p> <p>（注3）ISO9001 製品やサービスの品質保証を通じて、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格</p>	<p>いては、国内外の会議・検討会に参画し、最新の偽変造防止技術の把握に努めるとともに、セキュリティ機能等を強化するための研究開発や外務省へのデザイン案の提示など、その取組を着実に進めている。今後も、次期旅券の仕様変更等に向け、外務省と協力して取り組んでいく。</p> <p>更なる品質の向上に向け、作業検査や材料供給メーカーへの品質点検等を行うとともに、ISO9001 認証を継続するなど、品質マネジメントの継続的な改善を実施していると認められる。</p> <p>以上のことから、「旅券の製造」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>ISO9001 の認証の維持等により品質・製造工程管理を徹底し、発注者との契約数量すべてを、納期までに確実に納品した。また、情報漏えい、紛失・盗難は発生しなかった。</p> <p>旅券の仕様変更に伴い、最新の偽変造防止技術動向の把握に努めたほか、ICを含む偽変造防止技術に係る研究開発に取り組み、偽変造対策を考慮した複数のデザイン案を提示した結果、平成27年度内に基本デザインの採用、発表に至ったことは発注者と綿密に連携した成果として高く評価できる。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で、全ての指標が目標を達成しており、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられる。</p>
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	その他の製品について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号・第6号、第3項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
受注数量製造率	100%		100%	/	/	/	/	売上高 (百万円)	63,693	/	/	/	/
納期未達成率	0%		0%					売上原価 (百万円)	52,490				
返品件数	0件		3件					販売費及び一般管理 (百万円)	8,677				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		有					営業費用 (百万円)	61,168				
								営業利益 (百万円)	2,526				

注) ②は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業 (銀行券、国債証券、印紙、郵便切手及び旅券冊子) の金額を記載。なお、販売費及び一般管理費は法人共通の営業費用を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(2) その他の製品について 切手等については、高い品質が均一に保たれるよう、徹底した品質・製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。	(2) その他の製品について 切手等の製品については、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、指定された納期での納品を確実にを行います。 また、品質管理を徹底し、規格外製品を納入することのないよう取り組み、返品が発生しないようにします。さらに、製品の取扱規程を遵守し作業考査や点検等を実施するとともに、製品の散逸防止、	・受注数量製造率 (100%) ・納期未達成率 (0%) ・返品件数 (0件)	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入 普通切手等の製品については、発注者が要望する納入量、納入時期に確実に応えるため、作業が輻輳する繁忙期において、工場間における製品交流や多能化の推進による部門間の人員交流等を実施し、発注者との契約に基づく数量を納期までに全量納品した。 また、12年ぶりとなるグラビア凹版印刷による特殊切手(「日本の建築シリーズ第1集」)や、32年ぶりとなる単色凹版印刷による特殊切手の切手帳(「切手帳 日本の建築」)を受注した。</p> <p>ロ 品質管理等の徹底 本局・工場間の品質管理打合せ会等において、品質管理のポイント等について情報共有を図るとともに、重点取組事項を設定するな</p>	<p><評定と根拠> 評定: B 切手等の製品については、繁忙期においても柔軟な対応を図り、製品の製造・納入を確実にしている。 凹版印刷による製品の受注については、発注者のニーズに応えた企画提案を、継続的に行った結果であると認められる。 新規事業である通知カードについては、限られた時</p>	<p>評定 C</p> <p><評価の視点> 徹底した品質・製造管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p><評価に至った理由> その他の製品については、製品毎に製造時期の繁忙があるが、工場間における製品交流、部門間での人員交流等を実施することにより柔軟に対応し、求められた製造数量を納期までに納入した。</p>

	<p>保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行い、情報漏えい、紛失・盗難の発生を防止します。</p>	<p>・情報漏えい、紛失・盗難発生の有無</p>	<p>ど品質管理の徹底に向け取り組んだ。また、四半期ごとに実施する作業考査において、散逸防止、保管・数量管理等、ポイントを絞り管理体制を計画的にチェックすることで統制の有効度を評価し、製品の散逸防止、保管管理、工程ごとの数量管理、情報管理を厳格に行った。</p> <p>ハ 通知カードの製造・管理</p> <p>平成 27 年度から新規に製造した社会保障・税番号制度の開始に伴う通知カード（以下「通知カード」という。）については、限られた時間の中で用紙の製造、情報加工、カード印刷、仕上、封入・封かん等一連の製造体制を構築し、管理体制を含めた事前の検証を行うとともに、特定個人情報の管理について、管理方針の策定や安全管理措置の改善などを進めた。</p> <p>また、生体認証を用いた入退室管理など情報セキュリティの物的強化に加え、取得している I S O 27001（注）の認証について、通知カードの製造工程まで拡大（平成 28 年 2 月）するなど、数量管理、品質管理の徹底、情報漏えい、紛失・盗難の発生防止に取り組んだ。</p> <p>さらに、製造から納入までの各作業に対して、監査、検証を行うとともに、数量・品質の保証を確実にし、情報漏えい及び紛失・盗難の発生防止に取り組んだ。</p> <p>全世帯分の通知カード（約 5 千 7 百万通）の製造については、10 月 6 日から情報加工を開始し、11 月 22 日までの短期間で納入を完了した。また、新生児分等（約 1 百万通）については、随時、製造から納入までの作業を行っている。</p> <p>納入後の通知カードにおいて 3 名分の誤封入が発見されたことから、自治体がそれらを回収し、新たな個人番号を付与した上で再交付した。また、開封された当該通知カードは、一時的に他者の目に触れることとなった。原因については、いずれも作業マニュアルの不徹底によるものであり、早急に作業マニュアル遵守の徹底など再発防止策を実施した。</p> <p>なお、製品の紛失・盗難の発生はなかった。</p> <p>（注） I S O 27001</p> <p>組織が保有する情報に関わる様々なリスクを適切に管理し、組織の価値向上をもたらす、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格</p>	<p>間の中で発注者等からの多様な要請に応え、製造体制及び特定個人情報管理体制の構築を図り、全世帯分（約 5 千 7 百万通）の製造から納入までを行っている。</p> <p>一方、製品の封入時において 3 名分の誤封入が発生し、「情報漏えい」及び「返品」が発生したものの、迅速な原因究明や関連製品の調査等を行うとともに、再発防止策の徹底を図った結果、当該事象は再発しておらず、その影響についても最小限にとどめている。</p> <p>以上のことから、「その他の製品」については、通知カードにおいて誤封入が発生し定量的な数値目標が一部未達成であったものの、その後の対応は適切に行っており、また定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>通知カードの誤封入については、作業手順の不徹底が原因であることから、特に新規作業における作業手順など遵守すべき事項について、作業従事者への指導を徹底する必要がある。</p>	<p>新規事業であるマイナンバー通知カードは短期間のうちに大量（約 5 千 7 百万通）のカードを確実に製造し納入を行うという困難を伴う事業であったと考えられるが、マイナンバー通知カードの誤封入については、作業マニュアルの不徹底という製造工程上の問題によって生じた事象であり、加えて、新たな番号が付与されたことにより被害が最小限に留まったとはいえ、誤封入によって、マイナンバー通知カードに記載された住所、氏名、生年月日等の個人情報が漏えいされることとなった事実は、重く受け止める必要がある。</p> <p>本項目においては、以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要するとしてCとしたもの。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>マイナンバー通知カードの製造に伴い生じた返品及び情報漏えいについては非常に重く受け止める必要がある。本事業は今後も継続予定であることから、業務フローの見直しを含め工程管理を徹底し、再発防止が図られることが求められる。</p> <p>製造したマイナンバー通知カードの納入にあたっては、一部に、国立印刷局から各郵便局への搬入の遅れを指摘する報道がなされたところ。検証の結果、関係者間の事前調整が、計画段階で想定可能であった問題点を十分加味されないまま行われた事実を確認した。結果的に、国立印刷局は、契約書に記載された期限までに全てのマイナンバー通知カードの搬入を完了したが、本件のような</p>
--	--	--------------------------	--	--	--

						<p>特定個人情報の漏えいリスクのある不特定多数の者に送付するための印刷、封入等の一連の作業の受注等、印刷局において業務実績のない新規かつ重要な事業の実施に際しては、予めあらゆるリスクを想定し、同様の問題が生じないように準備を万全にして臨む必要がある。また、新規事業の受注に当たっては、組織的な管理の下で、適切な収支見込みを作成し継続して課題・問題点の把握に努めるべきである。</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	官報の編集・印刷について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号・第6号及び第7号官報及び法令全書に関する内閣府令 (昭和24年総理府・大蔵省令第1号)
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 【難易度：高】	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		27年度	28年度	29年度	27年度	28年度
掲示すべき時間での官報掲示達成度	100%		100%					売上高 (百万円)	10,444				
インターネット版官報のサービス稼働率	99.0%		100%					売上原価 (百万円)	7,975				
官報情報検索サービスのサービス稼働率	99.5%		100%					販売費及び一般管理費 (百万円)	1,603				
訂正記事箇所数	0.31 以下 (100 以下)		0.30 (97)					営業費用 (百万円)	9,578				
I SMS 認証の維持・更新の有無	有		有					営業利益 (百万円)	867				
情報漏えい、紛失・盗難発生の有無	無		無										
(参考指標) 当年度アクセス数		5,828,807 件	5,974,446 件										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
			業務実績	自己評価	評価										
<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷について</p> <p>平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に実行されるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応することにより、課せられた役割を果たす。また、インターネット版官報の周知に努めるほか、入稿の方法や手続きに係る検討や利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。</p> <p>【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。</p> <p>【難易度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。</p>	<p>3. 官報等事業</p> <p>(1) 官報の編集・印刷について</p> <p>官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。</p> <p>国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に実行することができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。</p> <p>また、インターネット版官報や官報情報検索サービスの運用により、官報の電子的手段による提供を行い、システム稼働状況を確実に管理することでサービスの稼働率の維持に努め、インターネット版官報については、99.0%以上、官報情報検索サービスについては、99.5%以上の稼働率となるよう取り組むとともに、各種イベントでの実演や展示等を通じてインターネット版官報の周知に努めます。</p> <p>作業考査や点検等を通じて品質・製造工程管理に取り組むとともに、訂正記事箇所数の削減に向けて関係部門間による訂正記事発生原因の分析、再発防止策の検討を進め、</p>	<p>・ 掲示すべき時間での官報掲示達成度（100%）</p> <p>・ インターネット版官報のサービス稼働率（99.0%）</p> <p>・ 官報情報検索サービスのサービス稼働率（99.5%）</p> <p>・ 緊急官報の製造に向けた体制の維持</p> <p>・ インターネット版官報の周知（参考指標：当年度アクセス数）</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <p>イ 官報の確実な掲示</p> <p>掲載記事の集中時期においても官報の確実な製造を行うため、内閣府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による部門間の人員交流等を実施するなど体制の維持に努めたこと等により、官報は全て掲示すべき時間に掲示した。</p> <p>なお、発行された官報は814件であり、このうち特別号外（通常発行以外の官報号外）は35件（うち4件は入稿当日に発行）であった。</p> <p>【内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本紙</td> <td>243件</td> </tr> <tr> <td>号外</td> <td>293件</td> </tr> <tr> <td>特別号外</td> <td>35件（うち4件は入稿当日に発行）</td> </tr> <tr> <td>政府調達公告版</td> <td>243件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 緊急官報発行のための体制の構築・維持</p> <p>緊急官報の製造・発行が迅速かつ確実に行えるよう、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月28日閣議決定）と連動した事業継続体制の充実等を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急官報の新たな製造拠点として、虎ノ門地区（本局及び内閣府）に専用のモバイルシステムを設置し（7月）、通常の緊急官報製造訓練に加えて、同システムを用いた訓練を行った（9月）。 ・ 国立印刷局事業継続計画（BCP）の実効性を確認するため、勤務時間外に震災が発生したシナリオに基づき、緊急参集要員によるシステム等の点検や衛星携帯電話を用いた各拠点（東京工場、編集分室、本局）間の情報連絡を行うなど、対応手順の確認を行った（9月）。 ・ 緊急時における連絡体制の強化を目的に、各拠点間における官報原稿等の送受信が可能となるよう、本局及び内閣府に専用のFAX付衛星携帯電話を設置した（平成28年3月）。 ・ 虎ノ門地区における職員の参集体制（参集要員、参集条件等）を整理し、同地区における緊急参集要員を指名するとともに、内閣府との連携や緊急官報の製造手順等を整理した業務別手順書を作成した（平成28年3月）。 <p>ハ 官報電子配信の安定稼働</p>	種別	件数	本紙	243件	号外	293件	特別号外	35件（うち4件は入稿当日に発行）	政府調達公告版	243件	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：A</p> <p>内閣総理大臣の要請に基づく緊急官報が速やかに製造できるよう、虎ノ門地区における事業継続体制の充実を図っている。</p> <p>緊急対応等を確実に実施し、システム機器等の安定稼働に努めるなど、配信停止リスクに備えている。</p> <p>訂正記事箇所数については、原因分析や再発防止策の検討・実施などの取組を徹底した結果、目標を達成している。</p> <p>公開前情報については、ISMS認証の維持等に取り組む、情報漏えいや紛失の発生を防止している。</p> <p>電子入稿の推進については、他省が主催する研修に参画し利用率推進活動を行うなど、積極的な取組が見られたものの、官報原稿送付書作成ツールの利用率が</p>	<p>評価 A</p> <p>< 評価の視点 ></p> <p>情報管理を徹底しつつ、迅速かつ確実な製造を行ったか。</p> <p>非常時においても確実に対応できる製造体制を維持したか。</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化を図ったか。</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <p>内閣府との連携を図りつつ、部門間における人員交流を実施するなど柔軟で機動的な製造体制を維持し、特別号外を含めすべての官報について掲示すべき時間に掲示した。また、緊急官報を迅速かつ確実に発行できるように、政府業務継続計画と連動した事業継続体制の充実を図った。</p> <p>インターネット版官報及び官報情報検索サービスの稼働率はともに100%となった。</p> <p>各種イベントにおける検索方法の実演や普及用リーフレットの設置などによりインターネット版官報の周知に努めた結果、当年度のアクセス数は対前年度比2%増となった。</p> <p>作業考査や点検により、品質・製造工程管理が確実に実行されていることを確認したほか、正誤連絡会等において訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を行った結果、100ページ当たり訂正記事箇所数の削減は目標水準を達成した。</p> <p>ISMSの認証の維持により情報管理を徹底したほか、研修、作業考査及び点検等を実施することにより、公開前情報の漏えいや紛失はな</p>
種別	件数														
本紙	243件														
号外	293件														
特別号外	35件（うち4件は入稿当日に発行）														
政府調達公告版	243件														

	<p>訂正記事箇所数が過去5年間の実績平均値（100ページ当たり）を100とした相対比率について、100以下となるよう取り組みます。</p> <p>また、情報セキュリティ・マネジメント・システム（ISMS）の運用・認証の継続を行うこと等により情報管理を徹底しつつ、インサイダー取引に関する研修等を実施し、官報の公開前情報の漏えいや紛失等の発生を防止します。</p> <p>関係省庁等に対し更なる電子入稿の協力要請を行うとともに、入稿の方法や手続きに係る検討や利用者ニーズの把握などを通じて、作業の迅速化や業務の効率化に向けて取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入稿を行う者の拡大 ・ISMS認証の維持・更新の有無 ・情報漏えい・紛失発生の有無 ・100ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去5年平均以下） ・作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組 	<p>インターネット版官報や官報情報検索サービスによる官報の電子的手段による提供について、日常におけるシステム稼働状況の管理やサービス継続のための緊急対応等を確実に実施した結果、両サービスともに、稼働率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本局官報部内にシステム管理部門を設置し、システム稼働状況の監視強化や障害発生時における初動対応の迅速化を図った（4月）。 ・システム機器の常時監視（24時間対応）を継続するとともに、周辺機器についてもリモート監視（24時間対応）を開始するなど、日常管理の強化を図った（9月）。 ・サイバー攻撃等の脅威に備え、官報配信システムについてはサイバー攻撃対応サービスへの加入を検討するとともに、サーバ機器等のバックアップ体制の強化に取り組むなど、危機管理対応を進めた。 ・特別考査（注1）や点検（注2）を実施し、過去に発生した配信停止リスクに対する対策が確実に実施されていることを確認した。 <p>（注1）特別考査 国立印刷局生産管理規則第12条に基づき、本局の職員が実施する考査</p> <p>（注2）点検 標準点検及び本局の職員による巡回点検（年1回実施）</p> <p>ニ インターネット版官報の周知 各種イベントや操作研修における実演や官報普及用リーフレットの設置により、インターネット版官報の周知に努めた。</p> <p>なお、当年度アクセス数は、5,974,446件となった（参考指標 平成26年度：5,828,807件）。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「お金と切手の展覧会」（7月）や「図書館総合展」（11月）において、1,665人の来場者に対してインターネット版官報等の検索方法の実演や、展示物を利用した官報の紹介等を行った。 ・公立図書館が実施する操作講習会に講師を派遣し、インターネット版官報等について紹介するとともに、公立図書館等へ官報普及用リーフレットを設置するなど、その周知に努めた。 <p>ホ 訂正記事箇所数削減に向けた取組 関係部門間における再発防止策の検討や電子入稿の推進など、訂正記事箇所数の削減に向けた取組を実施した結果、過去5年間の実績平均値を100とした相対比率については、97（過去5年平均以下：0.30）となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の品質・製造工程管理を徹底するとともに、作業考査（毎月）及び 	<p>低調であることを踏まえ、新たな取組を検討する必要がある。</p> <p>以上のことから、「官報の編集・印刷」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることに加え、難易度が「高」であることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 引き続き官報原稿送付書作成ツールによる電子入稿を促進するとともに、法制執務業務支援システム等と連携するなど、より効率的な電子入稿環境の整備に取り組む必要がある。</p>	<p>かった。</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化を図るため、関係省庁等に対し電子入稿の協力要請等を行った結果、新たに2省庁が電子入稿を開始した。</p> <p>本項目については、難易度が高い目標設定をしている中で、全ての指標が目標を達成しており、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられる。</p>
--	---	---	--	---	--

			<p>点検（平成 28 年 1 月）を行い、各種規程類に基づく品質・製造工程の管理が確実に実行されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官報編集部門における正誤連絡会等を毎月開催し、部門間における訂正記事発生原因の分析や再発防止策の検討を行った。 <p>へ 公開前情報の管理</p> <p>守秘義務を有する製品の取扱い等を徹底し、公開前情報の漏えい防止を図った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> I SMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）（注 3）の内部監査を実施（8～9 月）するなど、そのシステムを確実に運用した結果、継続審査に合格した（12 月）。また、数量等の確認、保管、運搬、処分その他情報管理製品の取扱いに関する必要な事項について各種規程類を確実に遵守するなど、情報管理の徹底を図った。 関係者に対してインサイダー取引に対する意識の啓もうと不正行為の未然防止を目的とした研修等を実施した（局内：5～6 月、官報販売所等：5・7・10 月）。 作業考査（毎月実施）や点検（平成 28 年 1 月）を実施し、各種規程類に基づく公開前情報の管理が確実に実施されていることを確認した。 <p>なお、情報漏えいや紛失の発生はなかった。</p> <p>（注 3） I SMS（情報セキュリティ・マネジメント・システム）</p> <p>情報の流出・紛失を防ぎ、適切に管理するために構築する総括的な枠組み（日本情報経済社会推進協会が認定）</p> <p>ト 電子入稿の推進</p> <p>作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、関係省庁等に対し電子入稿の協力要請等を行った。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が主催する電子文書交換システム操作研修（4・10 月）に講師として参画し、官報原稿送付書作成ツール（注 4）の操作研修を実施するなど電子入稿の協力要請等を行った結果、新たに環境省と防衛省が電子入稿を開始したところであるが、官報原稿送付書作成ツールを使用した法律・政令等の電子入稿率については 10%程度にとどまっている。 総務省が開発を進めている法制執務業務支援システム（注 5）について、試行運用（10 月）に向けたシステム開発打合せに参画し、意見交換を行い利用者ニーズの把握に努めたほか、入稿方法等に係る検討や、運用に向けた要件整理を行うとともに、確実な内容保証のための助言や業務の効率化に向けた提案等を行った。 <p>また、システムの本格運用（平成 28 年 10 月）に向け、総務省に対し、官報システムと連携するデータの仕様変更を提案するなど、官報編集作業</p>		
--	--	--	---	--	--

			<p>の効率化に向けた調整を図った。</p> <p>(注4) 官報原稿送付書作成ツール 省庁間電子文書交換システムを使用し、官報原稿（法律・政令等、官庁公告、政府調達公告）を政府共通ネットワーク経由で入稿する機能を有するツール</p> <p>(注5) 法制執務業務支援システム（e-LAWS） 法令やその改正情報から「新旧対照表」や「改める文」などを自動生成するもの</p> <p>(参考) 官報原稿送付書作成ツール利用省庁等 衆議院、国立国会図書館、内閣法制局、公正取引委員会、公害等調整委員会、文部科学省、経済産業省、気象庁、環境省、防衛省、会計検査院、国立障害者リハビリテーションセンター</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	その他の製品について		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号・第6号及び第7号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標 （指数）	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
受注数量製造率	100%		100%	/	/	/	/	売上高（百万円）	10,444	/	/	/	/
納期未達成率	0%		0%					売上原価（百万円）	7,975				
返品件数	0件		0件					販売費及び一般管理費 （百万円）	1,603				
								営業費用（百万円）	9,578				
								営業利益（百万円）	867				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>(2) その他の製品について 国会用製品等については、高い品質が均一に保たれるよう、徹底した品質・製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。</p>	<p>(2) その他の製品について 国会用製品等の製品については、作業考査や点検等の実施を通じて品質・製造工程管理に取り組むほか、数量確認、進捗管理を徹底することで、発注者との契約に基づく数量を確実に製造するとともに、指定された納期での納品を確実にを行います。また、規格外製品を納入することのないよう取り組み、返品が発生しないようにします。 なお、引き続き、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上</p>	<p>・受注数量製造率（100%）</p> <p>・納期未達成率（0%）</p> <p>・返品件数（0件）</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>イ 情報・品質管理等の徹底 国会用製品等については、作業考査及び点検を実施し、内部規程に基づく情報・品質管理の履行状況を確認するなど管理の徹底を図った。 また、製造部門において潜在リスクの洗い出しや課題の抽出（6月）を行い、それらのリスクについて、分析・評価を行うとともに、未然防止対策を実施した（平成28年3月）。</p> <p>ロ 製品の確実な製造・納入 国会運営に影響を及ぼす国会用製品等については、製造工程管理を徹底するとともに、衆議院・参議院事務局等との緊密な連携を図りつつ、製造・納入を確実に行った。また、東京工場と国会分工場における製品交流を実施するなど柔軟な対応を図り、発注者との契約に基づく数量を製造し、納期までの納品</p>	<p><評価と根拠> 評価：B 国会用製品等については、作業考査等による公開前情報の管理やリスク管理に取り組み、情報・品質管理等の徹底を図っている。 発注者との連携や工場間の製品交流を実施するなど、柔軟で機動的な製造体制を維持し、製品の製造・納入を確実にしている。 以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点> 徹底した品質・製造工程管理の下で、発注者との契約に基づき確実な製造、納品がなされたか。</p> <p><評価に至った理由> 国会用製品については、衆議院・参議院事務局との密接な連携を図りつつ、作業考査及び点検等を通じた品質・製造工程管理を行ったことにより、発注者との契約数量すべてを、納期までに確実に納品した。 また、官公庁等の一般競争入札には参加しなかった。</p>

	<p>の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行いません。</p>		<p>を完遂した。 なお、返品が発生はなかった。</p> <p>ハ 一般競争入札への参加 官公庁等の一般競争入札には参加しなかった。</p>	<p>性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
--	---	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

様式 3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(1)	組織の見直しについて		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給与水準の公表の有無	有		有					
(参考指標) 期末人員数 (フルタイム再任用職員を含む)		4,285 人	4,204 人					
(参考指標) 人件費		28,389 百万円	28,345 百万円					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>国立印刷局は、法人設立以来「固定的な経費」の削減努力を続けてきた結果、平成26年度の「固定的な経費」は、設立当初に比べて20%を超える削減を実現し、業務運営の効率化を図ってきた。今後においても、引き続き国民負担を軽減する観点から、効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、でき得る限り、製造コストを引き下げる必要がある。</p> <p>業務の推進に当たっては、行政執行法人として業務を行うことを踏まえ、業務の質を確保しつつ、効率性を高めることに注力し、国民負担の軽</p>		<p>・適正な人員配置 ・組織の効率化(参考指標：期末人員数(フルタイム再任用職員を含む)、人件費) ※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。以下</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 行政執行法人化に伴い、ガバナンスの強化及びマネジメントの質の向上を図るため、8部1室体制から5部3室体制へと本局組織の再編成を実施するとともに、確実な業務遂行等を目的として法務部門等の機能強化を図った。</p> <p>研究所及び各工場の事務管理部門について、本局組織との円滑な機能連携及び更なる内部統制の強化を図ることを目的として、平成28年4月からの組織再編に向け検討を進めた。</p> <p>人員配置については、業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等に配慮した配置を行った。また、平成28年度に向けて、「国家公務員の雇用と年金の接続について」の閣議決定(平成25年3月)に伴う再任用フルタイム職員の段階的な増加と将来の大量退職による影響を加味した要員計画を策定した。</p> <p>期末人員数(フルタイム再任用職員を含む)及び人件費の実績については、次のとおりである。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>本局組織について、各組織の機能配置を見直し、正確・確実な事務の執行に重点を置いた組織再編を行うとともに、引き続き、平成28年度期首に研究所及び各工場の事務管理部門を対象とした再編を実施することとしており、国立印刷局として一体的に業務を実施していくための検討を進めている。</p> <p>職員の高年齢化が進展し、退職職員が増加していく中で、業務の質を維持するための人員を確保しつつ、設備投資等による効率化、適正配置等の施策を併せて実施することにより、人員数を抑制した中で、業務を効率的かつ確実</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>業務の効率性や業務量等を考慮しつつ、組織の効率化が図られたか。</p> <p>適正な給与水準の維持に取り組んだか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>業務量、技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正に配慮した人事配置を行った。再任用フルタイム職員の段階的な増加と将来の大量退職による影響を加味した要員計画を策定し、必要な要員確保に向けて取り組んだ。</p> <p>行政執行法人化に伴い、ガバナンスの強化・マネジメントの質の向上</p>

<p>減を図ることが求められる。</p> <p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直しについて</p> <p>① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら組織の効率化に向けて取り組む。</p> <p>② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレース指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。</p>	<p>1. 組織体制、業務等の見直し</p> <p>(1) 組織の見直しについて</p> <p>① 業務を効率的かつ確実に実施していくため、組織の見直しに取り組むとともに、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務量等に応じた適正な人員配置を行うとともに、人員及び人件費の削減に取り組みます。</p> <p>なお、行政執行法人化に伴い、ガバナンスの強化やマネジメントの質の向上を図るため、本局組織の再編を行います。</p> <p>② 給与水準については、国家公務員の給与水準を参酌し、引き続きラスパイレース指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、総務大臣の定める様式により役職員の給与等の水準を国立印刷局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>同じ。</p> <p>・適正な給与水準の維持</p> <p>・給与水準の公表の有無</p>	<table border="1" data-bbox="1222 136 1911 367"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>4,285人 (3.31付け退職者の213人を含む。)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>4,204人 (3.31付け退職者の198人を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1222 409 1911 556"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>28,389百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>28,345百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成26年度における国立印刷局役職員の給与水準については、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員(以下「一般職給与法適用国家公務員」という。)の給与水準と比較したラスパイレース指数が、事務・技術職員が89.7(平成25年度:90.4)、研究職員が75.7(平成25年度:75.8)となった。</p> <p>なお、この結果については、総務省策定の「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、平成27年6月に国立印刷局のホームページで公表した。</p>		期末人員数	平成26年度末	4,285人 (3.31付け退職者の213人を含む。)	平成27年度末	4,204人 (3.31付け退職者の198人を含む。)		人件費	平成26年度	28,389百万円	平成27年度	28,345百万円	<p>に実施する体制の確保に取り組んでいる。</p> <p>また、再任用フルタイム職員の増加や将来的な大量退職の影響等を想定した要員計画を策定し、将来にわたり安定製造に必要な要員の確保に努めている。</p> <p>平成26年度における給与水準については、一般職給与法適用国家公務員の給与を参酌しつつ、公正な第三者である中央労働委員会による調停に基づき、適正な水準となるよう努めており、ラスパイレース指数では、一般職給与法適用国家公務員より低い水準となっている。</p> <p>以上のことから、「組織の見直し」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>を図るため、組織の再編等を行った。</p> <p>これらの取組により、期末人員数及び人件費は対前年度比微減となった。</p> <p>職員の給与は、独立行政法人通則法に基づき、一般職給与法の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮して適正水準となるよう取り組んでおり、平成26年度の水準は、一般職給与法の適用を受ける国家公務員より低いものとなっている。また、総務省が策定したガイドラインに基づき、その水準を公表している。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
	期末人員数																
平成26年度末	4,285人 (3.31付け退職者の213人を含む。)																
平成27年度末	4,204人 (3.31付け退職者の198人を含む。)																
	人件費																
平成26年度	28,389百万円																
平成27年度	28,345百万円																

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1-(2)	業務の効率化について		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
(参考指標) 売上原価を構成する固定費		43,950 百万円	44,246 百万円	/	/	/	/	平成 31 年度の売上原価を構成する固定費を平成 26 年度の実績値以下とする。	
情報システム整備運用計画の策定の有無	有		有						
調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施	○		○						
調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無	有		有						
契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数	0 件		0 件						
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達件数及び金額		16 件 2,395 千円	31 件 13,888 千円						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
(2) 業務の効率化について ① 平成 27 年度においては、社会保障・税番号制度の開始に伴う通知カード等の新規受注への対応等により、外注加工費等の増加が見込まれるが、国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、中期的な観点から設定する平	(2) 業務の効率化について ① 平成 27 年度においては、社会保障・税番号制度の開始に伴う通知カード等の新規受注への対応等により、外注加工費等の増加が見込まれますが、国民負担を軽減する観点から、引き続き、緊急時にも対応できる体制を維持しつつ、可能な限りのコスト削減努力を	・業務の効率化の推進（参考指標：売上原価を構成する固定費） ・効率化に向けた業務の見直し	<主要な業務実績> ① 業務の効率化 イ 固定費の削減 単年度管理型の行政執行法人への移行に伴い、予算執行管理に係る役割を明確化するなど新たな体制を整備するとともに、予算の執行管理を徹底し、可能な限りコスト削減に努めたこと等により、売上原価を構成する固定費（参考指標）（注）は、事業計画に比べて 757 百万円減少し、44,246 百万円となった（平成 27 年度事業計画：45,003 百万円）。 （注）売上原価を構成する固定費＝当期総製造費用（版面等費用を除く。） －変動費	<評価及び根拠> 評価：B 売上原価を構成する固定費については、予算執行管理の徹底により、修繕費が減少したことなどから事業計画と比較して下回っている。今後もコスト削減に努め、平成 31 年度に	評価	B
					<評価の視点> 固定費の削減に向けた取組が着実に実施されたか。 契約の適正化が図られたか。 民間への業務委託が検討されたか。 <評価に至った理由> 予算管理の徹底により、修繕費が減少したことなどから売上原価を構	

<p>成31年度末における固定費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行う。</p> <p>また、電子政府推進の取組の一環として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。</p> <p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。</p> <p>また、物品及び役務の調達に当たっては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)に基づいた調達を行うよう努める。</p>	<p>行うこととし、平成31年度末における固定費の削減目標の達成に向けて必要な取組を行います。</p> <p>情報システムのより効率的な活用による業務の効率化、迅速化を推進するため、情報システムに係る整備運用計画を策定し、当該計画に基づき情報システム関連機器の更新を実施します。</p> <p>② 調達にかかる契約については、偽造防止の観点に配意しつつ、引き続き、原則として一般競争入札等によるものとし、調達の合理化を推進します。</p> <p>公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「平成27年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表します。</p> <p>また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の趣旨に基づき、障害者就労施設等や母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム整備運用計画の策定の有無 ・適時適切な情報システム関連機器の更新 <p>・調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無 	<p>変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当＋運送費＋燃料費＋光熱水費</p> <p>ロ 情報システムに係る整備運用計画の策定等</p> <p>情報システムの機能性・利便性の向上を図るなど更なる業務の効率化等を推進するため、情報システム整備運用計画を策定し(10月)、当該計画に基づき関連機器等の更新手続を実施した。</p> <p>更新手続を実施した主なシステムについては、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立印刷局ネットワークシステム(ネットワークPC等) ・原価管理システム ・官報配信システム <p>② 調達等合理化計画の取組等</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等に基づき、一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、契約相手方が一に限定される原材料や生産設備等の調達について、随意契約によることができる事由を明確化するとともに、公正性・透明性を確保し合理的な調達を実施するため、従来「随意契約等見直し計画」に代えて、平成27年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し公表した(7月)。なお、合理化計画の策定に当たっては、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会において点検を受け、その審議結果についても国立印刷局ホームページで公表した(7月)。</p> <p>合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、合理化計画に定める契約適正化推進チーム及び調達等合理化委員会において点検した(10月・11月・12月・平成28年1月・平成28年3月)。</p> <p>なお、原材料等の購入における調達する1単位当たりの単価の削減など合理化計画の評価指標は全て達成した。</p> <p>合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 合理化計画に基づく取組</p> <p>(イ) 重点的な取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等購入に関する調達において、技術審査合格者が複数者となる見込みがないことを確認した7品目について、契約方式を変更(一般競争入札から随意契約)した。 <p>また、技術審査を要しない原材料等で連続して契約相手方が同一の者となっている1品目について、特定の一者しか契約を履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で契約方式を変更(一般競争入札から随意契約)した。</p> <p>この結果、合計8品目について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から6,733千円削減した。</p>	<p>おける削減目標に向け、更なる予算執行管理の強化を図っていく。</p> <p>計画的に情報システム関連機器等の更新手続を実施することで、現行システムの機能性・利便性の向上を図り、業務の効率化、迅速化の推進を図っている。</p> <p>調達の合理化については、調達等合理化委員会の設置等、継続的に取り組むための体制を整備し、着実に実施している。</p> <p>その結果、合理的な契約方式に変更した原材料等の購入において各契約案件の当初提示額に対し、価格交渉を行い単価の削減を図り(合計10,243千円)、事務の合理化及び経費の削減に寄与したことは評価できる。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、随意契約に関する内部統制の確立に取り組むなど、契約事務の適正化の推進に寄与していると認められる。</p> <p>また、一者応札・一者応募の削減に向け取り組むなど、合</p>	<p>成する固定費は計画額を下回った。</p> <p>情報システム整備運用計画を策定し、計画に沿って情報システム関連機器の更新手続を実施した。</p> <p>調達等合理化計画を策定し、計画に沿って一者応札等の解消に向けて取り組んだほか、契約実績についてホームページに公表した。また、契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約はなく、契約の適正化が図られている。</p> <p>「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、方針に沿って31件、13,888千円の調達を行い、国立印刷局が設定した目標を達成した。</p> <p>また、マイナンバー通知カード業務について、セキュリティを確保しつつ、作業の一部について民間への業務委託を行うなど、コスト削減に向けた取組を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
---	---	--	--	--	--

<p>③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日付官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。</p>	<p>に努めます。 なお、障害者就労施設等からの調達については、調達実績の総額が前年度の実績を上回るよう取り組みます。</p> <p>③ 極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱う国立印刷局の業務内容や偽造防止技術の漏えい防止に配慮しつつ、業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託について検討します。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 技術審査を実施している原材料等について、調達先を拡大するため、技術審査の実施に関する情報を国立印刷局ホームページに掲載するとともに、種別ごとに対応可能と考えられる業者に対して、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促した。 生産設備購入・保守・修理等に関する調達について、特殊な機器で当該機器の製造者その他の特定の者でなければ、修理又は改造をすることができない契約2件について、随意契約とした。 また、これまで連続して契約相手方が同一となっている10件の契約について、特定の一者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施した上で、契約方式を変更(一般競争入札から随意契約)した。 この結果、合計12件について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価格交渉を行った上で契約を締結したことにより、当初提示額から3,510千円を削減した。 <p>(ロ) 調達に関するガバナンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約適正化推進チームを設置し、新規の競争性のない随意契約を締結する案件及び契約監視委員会において審議する案件について点検するとともに、合理化計画に定める各事項を着実に実施するため、調達等合理化委員会を設置した。 新規の競争性のない随意契約3件について契約適正化推進チーム及び調達等合理化委員会において随意契約の可否の観点から点検した。また、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約全件について点検し、契約監視委員会に諮った。 不祥事の発生未然防止の取組として、契約実務の経験年数が2年以下の者を対象に実務者研修を実施した(6月・11月)。 また、公正取引委員会の職員を招き、契約実務担当部門の管理者を対象とした不正行為への対処及び未然防止に関する研修を実施した(11月)。 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクを洗い出し、リスクの影響度や発生頻度を確認するとともに、当該リスクに対する管理方法について検討を行い、契約事務フロー点検実施結果として取りまとめた(平成28年3月)。 <p>(ハ) その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・一者応募に係る取組として、一般競争入札等における入札参加申込期間の十分な確保、仕様書の見直し及び競争参加資格の拡大等、競争性、透明性の確保を図った結果、前回一者応札・応募であった22件の契約が二者以上の応札・応募となった。 少額随意契約に係る取組として、少額随意契約としていた契約案件のうち、同様同種の案件15件について、仕様書の見直し等を行っ 	<p>理的な調達の推進を図っている。 業務の効率化の視点に立ち、業務フロー等の分析を行い、民間への業務委託を検討し、実施している。</p> <p>以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	--	--	---	--

			<p>・ 契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0件）</p> <p>・ 障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額）</p> <p>・ 民間への業務委託の検討</p>	<p>た上で、5件に統合し、一般競争入札に移行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示の取組として、参入業者をできる限り多く確保するため、国立印刷局ホームページにおいて、契約発注見通し（320件）を公表した。 また、毎月の契約実績についても国立印刷局ホームページにおいて公表した。 <p>ロ 契約監視委員会における定期的な契約の点検の実施 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約に関して、契約監視委員会において点検を受けた結果、意見の具申又は勧告はなく、不適切な契約と認められた契約件数は0件であった（7月・12月）。 なお、審議概要については、速やかに国立印刷局ホームページで公表した。</p> <p>ハ 障害者優先調達法等に基づく対応</p> <p>（イ）障害者優先調達法に基づく対応 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）（平成24年法律第50号）に基づき、「平成27年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、国立印刷局ホームページに掲載するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図った結果、調達件数及び金額は、31件、13,888千円（うち、一般競争入札1件9,677千円）となった（参考指標 平成26年度：16件、2,395千円）。</p> <p>（ロ）母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法に基づく対応 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）に基づき、平成27年度においては、母子・父子福祉団体から物品等の調達の推進を図った。</p> <p>（ハ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく対応 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、「平成27年度における独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約の方針」を策定し、国立印刷局ホームページに掲載するとともに、中小企業者の受注の機会の増大を図った。</p> <p>③ 民間への業務委託の検討 通知カードの製造については、短期間に製造から納入までを完遂する必要があったことから、セキュリティを確保し、作業の一部について、特定</p>		
--	--	--	---	---	--	--

				個人情報の取扱いを熟知し短期間での作業の対応が可能な民間への業務委託を行った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	予算、収支計画、資金計画の策定、採算性の確保		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
経常収支率	100%以上		105%	/	/	/	/	事業計画は104%以上	
販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の削減	過去5年平均以下 (平成22年度～26年度)	6,126百万円以下	7,038百万円					給与減額分を調整前の過去5年平均は6,036百万円	
独立行政法人通則法に基づく情報開示	100%		100%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
国立印刷局は、基幹となる銀行券事業が、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られているといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効			<p><主要な業務実績></p> <p>① 予算、収支計画及び資金計画 業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成した。当該計画に基づく事業活動の結果発生した営業利益は3,392百万円となった。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別表のとおりである。</p> <p>原価管理の徹底については、引き続き原価管理システムを用いて、月次及び年次の原価計算を遅滞なく確実に実施した。また、平成28年度事業計画策定時において、事業別の損益情報を作成するなど、銀行券等事業と官報等事業の事業別収支を的確に把握・管理した。</p> <p>コスト削減の取組については、原価情報を迅速かつ正確に把握し、原価差異発生状況及び発生要因の分析を行うとともに、四半期ごとに関係部門に対し損益状況に関する研修を実施するとともに、中央技術系研修において若年層・</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>単年度管理型の行政執行法人への移行に伴い、予算執行管理に係る役割を明確化するなど内部統制の強化を図っている。</p> <p>経常収支率については、年度目標（100%）及び計画での見込み（104%）を上回る105%となっている。</p> <p>販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）は、人件費の増加（423百万円）及び運送費の増加（669百万円）により7,038百万円となり、過去5年間の平均額（6,126百万円）を上回ったものの、当該費用を構成する人件費及び運送費以外の経費については、予算管理を徹底し、その節減に取り組んだことによ</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点> 事業別の収支や営業収支率を的確に把握し、コスト削減を進めることにより、採算性が確保されたか。</p> <p>法令に基づく財務内容の情報開示を行ったか。</p> <p><評価に至った理由> 原価管理システムにより月次及び年次の原価計算を確実に実行し、事業別収支を的確に把握・管理しコスト削減に取り組んだ結果、事業別の営業収支率は、銀行券等事業及び官報等事業ともに100%を超える水準となったほか、経常収支率は目標の水準を達成した。</p> <p>販売費及び一般管理費については</p>	

<p>率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。</p> <p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り歳出等の節減に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等によるコスト削減を進めることにより、経常収支率を100%以上とする。</p>	<p>1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保</p> <p>① 業務運営の効率化に関する目標を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成します。</p> <p>平成27年度の予算、収支計画、資金計画は、以下のとおりです。</p> <p>原価管理の徹底により、原価情報や損益情報を迅速かつ正確に把握するとともに、事業別管理を行うことにより、事業別の収支や営業収支率を的確に把握・管理します。また、コスト意識の更なる向上に取り組み、費用の削減に努めるとともに、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り節減に努めます。</p> <p>健全な財務内容の維持・改善に努め、利益を確保することで、「経常収支率」が104%以上になるよう取り組み、事業継続のための研究開発や設備投資を確実に進めます。</p> <p>また、管理運営の効率化に努め、「販売費及び一般管理費」が過去5年間の平均以下となるよう取り組みます。</p> <p>(注) 研究開発関連経費は、販売費及び一般管理費から除くものとします。また、平成24年6月から平成2</p>	<p>・原価管理の徹底等によるコスト削減</p> <p>・原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理</p> <p>・経常収支率（100%以上）</p> <p>・販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の削減（過去5年平均以下）</p>	<p>中堅職員に対し原価に関する講義を行い原価管理に関する知識の付与に努めた。これらを踏まえ、製造計画等に関する本局・工場間の会議を通じ、効率的な製造の実施等について取り組み、費用の削減に努めた。</p> <p>予算の執行管理に当たっては、独立行政法人国立印刷局会計規則の改正等を行い、単年度管理の新たな予算制度に即した管理方法について、予算執行管理に係る責任者の役割を明確化するなどの整理を行い、内部統制の強化を図った。</p> <p>具体的には、予算の通知、留保などの仕組みを構築するとともに執行管理を行う体制を整備することにより、予算の執行管理を徹底し、予算の範囲内で可能な限り経費の節減に努めた。</p> <p>これらの事業別収支の的確な把握及び経費の節減に努めた結果等により、事業別の営業収支率は、銀行券等事業が104%、官報等事業が109%となり、経常収支率は105%となった。</p> <p>なお、経常収益は74,628百万円となり、事業計画(以下「計画」という。)に比べ1,567百万円増加(約2%増)し、経常費用は71,146百万円となり、計画に比べ1,559百万円増加(約2%増)した。これらは、通知カードについて、計画策定時に製造に係る要件が一部未確定であり運送費を未計上としたことや、発注者からの製造の前倒し要請を踏まえた短期間での製造に伴い経費が増加したこと等によるものである。</p> <p>研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は、7,038百万円となり、過去5年間の平均額(6,126百万円)を上回った。これは、本局機能の強化を図ったことによる人員の増等に伴う人件費の増加及び通知カードの新規受注に伴う運送費の増加によるものである。</p> <p>② 財務内容の情報開示</p> <p>平成26年度の財務諸表について、財務大臣の承認(6月26日)を経て、遅滞なく、国立印刷局ホームページ(7月3日)において公表するとともに、官報(8月7日)において公表した。また、独立行政法人通則法に基づき、民間企業と同等の財務内容の情報開示を行った。</p>	<p>り、過去5年間の平均額に比べて181百万円下回っている。</p> <p>独立行政法人通則法に基づく情報開示については適切に対応していると認められる。</p> <p>以上のことから、「予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保」については、販売費及び一般管理費が過去5年の平均を上回ったものの、それ以外の定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>独立行政法人国立印刷局会計規則の改正等を行い、予算執行管理に係る役割を明確化するなど内部統制の強化を図っており、より適切な予算の編成、執行管理などに向けて取り組むこととする。</p>	<p>目標未達成となったものの、本局機能強化に伴う人件費の増加やマイナンバー通知カードの新規受注による運送費の増加が主な要因でありやむを得ないものである。</p> <p>財務内容についてはホームページ等を通じて、情報開示を行っている。</p> <p>以上を踏まえ、本項目におけるその他の事項については、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
---	--	---	--	---	---

<p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。</p>	<p>6年5月まで実施した、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に基づく一般職の国家公務員の給与減額に準じた給与減額支給措置の影響についても販売費及び一般管理費から除くものとします。</p> <p>② 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく内容の情報開示を行うこととし、財務諸表について、財務大臣による承認後遅滞なく公表します。</p>	<p>・独立行政法人通則法に基づく情報開示(100%)</p>			
---	---	---------------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>平成27年度の当期純利益は2,609百万円(対計画比838百万円減)となり、その主な減少要因は、退職給付会計基準改正に伴う調整額(737百万円)が発生したことにより特別損失が増加したものである。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
	—	予見し難い事由により緊急に短期借入する限度額は、200億円とします。 (注) 限度額の考え方 事業運営に必要な運転資金額として年間売上高の3か月分を見込んでいます。		<主要な業務実績> 該当はなかった。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。	評価	—

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
			業務実績	自己評価																			
	平成27年度においては、以下の不要財産について、現物を国庫納付します。 ・ 静岡敷地 ・ 神宮前宿舎 ・ 神宮前第3宿舎		<p><主要な業務実績></p> <p>保有資産の見直しにより不要財産の処分を積極的に進め、現物（2,135百万円）及び譲渡収入（42百万円）を国庫へ納付した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納付方法</th> <th>名称</th> <th>納付額 (百万円)</th> <th>国庫納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現物による国庫納付</td> <td>静岡敷地</td> <td>25</td> <td>平成27年6月30日</td> </tr> <tr> <td>神宮前宿舎</td> <td>950</td> <td>平成28年3月25日</td> </tr> <tr> <td>神宮前第3宿舎</td> <td>1,161</td> <td>平成28年3月25日</td> </tr> <tr> <td>譲渡収入による国庫納付</td> <td>小田原工場（一部）</td> <td>42</td> <td>平成27年5月20日</td> </tr> </tbody> </table>	納付方法	名称	納付額 (百万円)	国庫納付日	現物による国庫納付	静岡敷地	25	平成27年6月30日	神宮前宿舎	950	平成28年3月25日	神宮前第3宿舎	1,161	平成28年3月25日	譲渡収入による国庫納付	小田原工場（一部）	42	平成27年5月20日	<p><評定と根拠> 評定：B 静岡敷地、神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎については、国庫納付に係る所要の手続を円滑に進め、国庫に貢献したことは評価できる。</p> <p>以上のことから、「不要財産の処分」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点> 不要財産について、適切な処分が行われたか。</p> <p><評価に至った理由> 不要財産については、計画どおり適切に国庫納付されており、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
納付方法	名称	納付額 (百万円)	国庫納付日																				
現物による国庫納付	静岡敷地	25	平成27年6月30日																				
	神宮前宿舎	950	平成28年3月25日																				
	神宮前第3宿舎	1,161	平成28年3月25日																				
譲渡収入による国庫納付	小田原工場（一部）	42	平成27年5月20日																				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-4	Ⅲ-3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	Ⅲ-3に規定する財産以外に、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、処分します。		<主要な業務実績> 該当はなかった。	<評定と根拠> 評定：— <課題と対応> 特になし。	評定	
					<評価の視点>	
					<評価に至った理由>	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1-(1)	コンプライアンスについて		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数	0件		0件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
<p>1. 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であることを踏まえると、国立印刷局には強固な内部統制や情報セキュリティが求められる。</p> <p>(1) コンプライアンスについて</p> <p>コンプライアンスの確保</p>	<p>1. 内部統制の強化に向けた取組</p> <p>国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造していることを踏まえると、国立印刷局には、強固な内部統制や情報セキュリティが求められることから、役員(監事を除く。)の職務の執行が独立行政法人通則法をはじめとした法令に適合することを確保するための体制その他国立印刷局の業務の適正を確保するための体制の整備を進め、内部統制の強化に取り組めます。</p> <p>(1) コンプライアンスについて</p> <p>職員に対する研修や講演会</p>		<p><主要な業務実績></p> <p>業務方法書において内部統制の体制の整備に係る事項を規定するとともに、独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則、監事監査への対応に係る規則等の関連規程を制定し、業務の適正を確保するための体制を整備した。</p> <p>また、行政執行法人化に伴い、経営理念及び行動指針を見直したほか、意思決定や会議運営等に係る体制の整備を進め、内部統制の強化に向けて取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバナンスの強化及びマネジメントの質の向上を図るため、本局組織を8部1室体制から5部3室体制へと再編(4月)し、各種課題への対応など、部門間の連携やけん制機能を強化した。 本局に内部統制推進委員会を設置(4月)し、事業計画や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要事項について審議した。 業務の適正を確保する観点から、理事長決裁の委任について、その重要性に照らし委任の適切性等に関する網羅的な点検を行い、規則の一部改正を行った(平成28年3月)。 独立行政法人国立印刷局理事会規則の一部改正を行い(12月)、理事長の意思決定に資する審議の場として理事会の設置目的を明確化するとともに、運営方法の改善を図った。 	<p><評価と根拠> 評価: B</p> <p>内部統制に関連する規程の整備を始め、業務方法書に規定した内部統制の体制の整備に関する事項を着実に実施したことは評価できる。</p> <p>コンプライアンスについては、計画の着実な実施により、職員の更なる意識の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>労働基準監督署からの是正勧告等に対して速やかには正・改善措置の報告をす</p>	<p>評価: B</p> <p><評価の視点></p> <p>コンプライアンスの確保に積極的に取り組み、業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生を防止したか。</p> <p>情報公開及び個人情報保護について、確実に対応したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に沿って、巡回説明会、外部講師による講演会、研修、職員意識調査などを実施し、コンプライアンスの確保に向けて積極的に取り組んだ結果、業務上の不正・不法行為等による重大事象は発生しなかった。</p> <p>四国みつまた調達所においてコン</p>	

<p>に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。</p> <p>また、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、確実に対応する。</p>	<p>の実施等の啓発活動を通じて、更なるコンプライアンスの確保に取り組みます。具体的には、役員と職員との座談会や意識調査を実施することで、コンプライアンスに対する継続的な意識付けを行います。また、コンプライアンス週間を設定し、各種意識啓発活動を実施することで、職員のコンプライアンスに対する更なる意識の向上を図ります。これらを通じて、業務上の不正・不法行為等による重大事象が発生しないよう取り組むとともに、発生時には確実に対応します。</p> <p>「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、情報公開請求や保有個人情報の開示請求に確実に対応します。また、研修、点検等を通じて職員への周知徹底を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス確保に向けた確実な取組 ・業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（0 件） ・コンプライアンス違反発生時の的確な対応 ・情報公開及び個人情報保護への確実な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の機会をとらえて理事長と各機関の幹部職員との意見交換を実施したほか、内部統制を担当する理事と王子工場及び小田原工場職員との面談を実施（平成 28 年 1 月）し、各機関における内部統制の状況の把握や、必要な指導を行った。 <p>イ コンプライアンスの確保に向けた取組状況</p> <p>リスク管理・コンプライアンス推進実施計画（以下「計画」という。）を着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の管理監督者を対象として、計画の内容及び職員意識調査結果等に関する巡回説明会を実施した（6月）。また、コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講演会、職場内ミーティングを実施した（7月）。 ・ 各種階層別研修において講義を行ったほか、リスク・コンプライアンス・リーダー（本局の総括官等）に対して、外部講師によるコンプライアンス推進実務研修を実施した。 ・ 全職員を調査対象とするコンプライアンスに関する意識調査を実施（11月）するとともに、コンプライアンス座談会を実施した（岡山工場：12月）。 ・ 内部通報窓口について、各機関への巡回説明会やコンプライアンス便りへの掲載等を通じて、窓口設置の趣旨、連絡先等の職員への周知徹底を図った。 ・ 内部監査部門において、コンプライアンスの確保を含む視点から、監査を実施した。 <p>なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象は、発生しなかった。</p> <p>ロ コンプライアンス違反発生時の的確な対応</p> <p>（イ）四国みつまた調達所に対する三好労働基準監督署による臨検監督の結果、コンベヤーの安全装置が不完全であったことなどから、労働安全衛生法令に基づく使用停止等命令及び是正勧告を受けた（8月）。当該コンベヤーを廃棄した上で、新たに安全装置等を具備したコンベヤーを導入する等の対応を実施し、その内容について、同監督署に報告を行った（8月・10月）。</p> <p>（ロ）岡山工場で発生した労働災害に対する岡山労働基準監督署による立入調査の結果、機械を停止せずに調整作業を行ったことについて、労働安全衛生法令に基づく是正勧告を受けた（12月）。当該是正勧告への対応として、安全教育を再度徹底するなどの是正措置・改善措置を講じた上、その内容について同監督署に報告を行った（平成28年1月）。</p> <p>ハ 情報公開及び個人情報保護への対応</p>	<p>るなど、迅速かつ的確に対応している。</p> <p>情報公開請求に対しては、適切に開示決定等を行うとともに、法人文書等の適切な管理を目的として、研修、点検等を実施することにより職員への周知徹底が図られている。</p> <p>以上のことから、「コンプライアンス」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>内部統制の更なる強化に向け、各階層・部門間の情報共有や連携等を図るなど、引き続き、組織全体で垂直的統制、相互けん制の意識をより浸透・定着させ、実効性を高められるよう取り組むこととする。</p>	<p>ベヤーの安全装置が不完全だったこと、岡山工場で労働災害が発生したことにより、労働基準監督署から使用停止等命令・是正勧告を受けたが、直ちに是正・改善措置を講じ、速やかに労働基準監督署に報告するなど、迅速かつ的確に対応した。</p> <p>また、情報公開の開示請求 7 件については適切に対応した。法人文書・保有個人情報の適切な管理を目的とした研修等を実施したほか、自主点検を実施した。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとして B としたものの。</p>
--	---	--	---	---	--

			<p>7件の情報公開請求（平成26年度：8件）に対して、情報公開に係る関係規程に基づき開示決定等を行った。なお、保有個人情報に関する開示請求はなかった（平成26年度：0件）。</p> <p>また、情報公開の前提となる法人文書及び保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者を対象とした研修（9月）及び各機関文書担当者を対象とする法務実務研修（6月）等を実施し、制度内容、対応方法等について知識の付与を行うとともに、関係規程に基づく自主点検を実施（10月）した。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1-(2)	情報セキュリティについて		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数	0件		0件					
情報セキュリティ教育の実施	100%		100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
(2) 情報セキュリティについて 適切な情報セキュリティ対策を実施し、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大リスクを発生させない。	(2) 情報セキュリティについて 情報セキュリティに係る脅威の増大及び国立印刷局の取り扱う偽造防止技術関連情報等の重要性を踏まえ、情報技術の進歩等に対応した適切な情報セキュリティ対策の実施に取り組みます。具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に則した情報システムの管理及び情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を行うとともに、社会一般の動向も踏まえた情報の漏えい防止等、情報システムに係る情報セキ	・情報セキュリティ対策の確実な実施・運営 ・情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生件数（0件）	<主要な業務実績> イ 情報セキュリティの確保 情報セキュリティ確保に関する規則等の確実な運用を行い、不正アクセスの防止等、情報セキュリティの確保に取り組んだ。 具体的な取組については、次のとおりである。 ・ 情報セキュリティに係る体制の整備、情報資産の適切な管理、啓もう活動の推進等について定めた「独立行政法人国立印刷局情報セキュリティ基本方針」（以下「基本方針」という。）を新たに策定し、局内ウェブに掲載して職員に周知するとともに、国立印刷局ホームページで公表した（11月）。また、平成28年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した（平成28年3月）。 ・ 平成25年度に設置したPOC（注1）及びCSIRT（注2）の円滑な運用を図るため、毎月1回CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、印刷局ネットワークシステムへのセキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。 ・ 年間を通じ、内閣サイバーセキュリティセンターからの不審メール等の注意喚起情報を基に、不審なメールアドレス等の遮断を実施するとともに、	<評価と根拠> 評価：B 情報セキュリティ確保に関する各種取組や、システムの脆弱性検査等の情報セキュリティ対策を着実に実施したことにより、国立印刷局内部からの情報漏えいや、外部からの不正アクセス等に起因するセキュリティ事故が発生しなかったことは評価できる。 また、情報セキュリティ対策教育実施	評価 B <評価の視点> 情報セキュリティの確保に取り組む、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止したか。 <評価に至った理由> 情報セキュリティにかかる体制の整備・計画の作成等について定めた独立行政法人国立印刷局情報セキュリティ基本方針を策定したほか、CIO補佐官を交えたCSIRTの定例会を実施し、セキュリティ対策の状況や新技術の動向等について情報共有を図った。 情報システムの保守等にかかる委	

	<p>セキュリティの確保に取り組みます。また、情報セキュリティ遵守事項の自己点検やシステムの脆弱性検査を実施する等の取組により、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生を防止するとともに、発生時には的確な対応を行います。</p> <p>さらに、国立印刷局情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ教育に関する実施計画を策定し、職員に対する情報セキュリティ教育を確実に実施します。</p>	<p>・情報セキュリティ対策の不備による重大リスク発生時の的確な対応</p> <p>※「重大リスク」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。</p> <p>・情報セキュリティ教育の実施(対計画100%)</p>	<p>脆弱性が発見されたソフトウェアに対する更新プログラムを適用することで、印刷局ネットワークシステムに係る情報セキュリティの確保を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他で発生した事案を踏まえ、情報システムの確認・点検を行うとともに、役職員への注意喚起等の対応を行った(6月～9月)。また、印刷局ネットワークシステム機器の更新に当たり、当該事案を踏まえた情報セキュリティの強化を図るため、仕様の見直しを行った(11月)。 ・ 国立印刷局の情報システムのハード・ソフトの保守等に係る委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した結果、再委託業者を含め全ての委託業者について、適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを確認した(7月～9月)。 <p>(注1) POC (Point of Contact) インシデント発生時に一元的に対応する専用の連絡窓口</p> <p>(注2) CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 組織において情報セキュリティに関する障害・事故等が発生した際に、組織の責任者へ速やかに報告し、被害拡大防止や早期復旧等を円滑に行うための体制</p> <p>ロ 情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生防止及び発生時の的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイバー攻撃を受けた場合の影響度の把握や迅速な初動対応を行う調査支援サービスを導入した(8月)。 ・ 全役職員を対象に、情報セキュリティ遵守事項の自己点検を実施した(11月～平成28年1月)。 ・ 印刷局ネットワークシステムと官報配信システムに対して脆弱性検査を実施した(平成28年1月～平成28年2月)。 <p>なお、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクの発生はなかった。</p> <p>ハ 情報セキュリティ教育の実施</p> <p>国立印刷局情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該計画に基づき、①新規採用職員に対する教育、②係長相当職以上の役職員に対する講話、③印刷局ネットワークパソコンの全利用者に対するeラーニング、④情報システム利用管理者による利用部門内教育、⑤ITトレーナー研修受講者に対する教育の5項目の情報セキュリティ教育全てを実施した。</p>	<p>計画に基づき情報セキュリティ教育を実施し、職員の意識向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「情報セキュリティ」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>託業者に対し、情報セキュリティ対策の実施状況を確認した結果、再委託業者を含めすべての委託業者について、適切な対策が実施されていることを確認した。</p> <p>情報セキュリティ対策教育実施計画を策定し、当該計画に沿って、情報セキュリティ教育を実施した。</p> <p>これらの取組の結果、情報セキュリティ対策の不備による重大リスクは発生しなかった。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1-(3)	リスク管理について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
防災訓練計画の策定の有無	有		有	/	/	/	/	
防災訓練の確実な実施	100%		100%					
B C P の策定及び適切な運用	有		有					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
(3) リスク管理について リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続に係る計画(B C P)及び防災訓練計画を策定し、確実に実施する。	(3) リスク管理について 全てのリスクを評価した上で、その発現防止又は発現時の被害低減に向けた対策を策定、実施するとともに、その実施状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善するなど、的確なリスク管理に取り組みます。 また、リスク発生時には、リスク情報の迅速な把握及び報告を行うなど、確実に対応します。 地震などの大規模災害発生時における被害軽減と円滑な復旧を図るため、防災訓練計画を策定し、安否確認訓練や初動対応訓練等を確実に実施	・的確なリスク管理 ・防災訓練計画の策定の有無	<p><主要な業務実績></p> <p>イ リスク管理の状況 リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取組を着実に実施することにより、リスク管理の徹底を図った。 なお、具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「潜在リスクのリスクマネジメント実行計画」(以下「実行計画」という。)を策定(9月)し、当該実行計画に基づき対策を実施するとともに、対策の進捗状況に応じて実行計画の更新を行うなど、P D C A サイクルを確実に機能させた。 リスク事案発生時には、独立行政法人国立印刷局リスク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき速やかに報告を行うとともに、再発防止策の実施と各機関における情報共有を行い、確実なリスク管理に努めた。 新たにリスク管理の方法及び手続を定めたリスク管理に係る手続要領を制定した(平成28年3月)。 <p>ロ 防災訓練の実施状況 防災週間の取組として、各機関において、防災訓練計画(以下「計画」と</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 潜在リスクの評価を行い、特に重大と評価した潜在リスクに係る実行計画に基づき、的確な対策を講じたことにより、リスクの発現防止又は発現時の被害低減を図っていることは評価できる。 リスク管理に係る手続要領を制定し、リスク管理の方法及び手続の明確化を図ることで、よりの確実なリスク管理が可能</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点> リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合に確実に対応できる体制を整えているか。</p> <p><評価に至った理由> リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に沿って、潜在リスクの評価、リスク管理に係る手続要領を制定するなど、リスク管理の徹底を図った。 防災訓練計画を策定し、当該計画に沿って防災訓練を確実に実施した。 警備体制の強化を図るため、外部委託警備の導入について検討を行い小田原工場において外部委託警備を</p>

	<p>します。</p> <p>また、緊急時においても事業の継続が求められる主要業務について国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）の推進体制の下、緊急時にも迅速かつ確実な対応を図ることができるよう、教育・訓練や点検を実施し、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>・防災訓練の確実な実施（対計画100%）</p> <p>・BCPの策定及び適切な運用</p>	<p>いう。）を策定（8月）し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対応、避難、安否確認、モバイル機器を活用した報告訓練等の各種訓練に取り組む（9月）など、計画した全ての取組について実施した。また、各機関において、津波防災の日（11月）、秋季及び春季火災予防運動週間（11月・平成28年3月）の機会を活用し、緊急地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練等の各種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した。</p> <p>さらに、本局においては、仮移転先である共同通信会館が主催する合同防災訓練に参加した（5月）。</p> <p>ハ 警備体制の維持・強化</p> <p>近年における犯罪の多様化、テロ等の破壊活動の脅威など社会を取り巻く環境が大きく変わりつつあることを踏まえ、製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動を未然に防止することを目的として、外部委託警備の導入について検討を行った。</p> <p>この検討結果を受け、より効果的な警備体制へ円滑に移行するため、小田原工場において平成27年10月から1年間の予定で外部委託警備の試行を実施するとともに、試行の中間報告等を踏まえつつ、都内工場への導入について検討した。</p> <p>ニ BCMの運用状況</p> <p>銀行券、旅券及び官報事業を対象とした国立印刷局事業継続計画（BCP）を策定（平成27年3月）し、国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメント（BCM）の推進体制の下、本局及び各工場における職員教育や、施設・設備等の被災状況の確認及び官報のBCP発動に関する訓練を実施（9月）するとともに、施設・設備等の被災状況の確認手順等を整理した業務別手順書を作成（平成28年3月）した。</p> <p>また、これらの取組結果を踏まえてBCPを点検し、所要の改定を行う（平成28年3月）など、PDCAサイクルを確実に機能させた。</p>	<p>となっている。</p> <p>防災週間の取組として、各種訓練（延べ107件）を実施し、多数の職員が参加するなど（延べ9,765人）、職員の防災意識の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>事業継続に関する教育・訓練を行うとともに、BCPの点検及び必要な見直しを行うなど、適切にBCMの運用を図っている。</p> <p>以上のことから、「リスク管理」については、定量的な数値目標を達成しているほか、その他の定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>試行した。</p> <p>銀行券、旅券及び官報事業を対象とした事業継続計画（BCP）を策定し、職員教育やBCP発動に関する訓練を実施した。これらの取組結果を踏まえてBCPを点検し、必要な改定を行った。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
--	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	人事管理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 課長相当職以上の職員に占める女性割合		2.1% (26年度期首)	2.9%					
研修計画の策定の有無	有		有					
研修計画の確実な実施	100%		100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
<p>2. 人事管理</p> <p>組織運営を安定的に行うため、計画的かつ着実に人材の確保に努めるとともに、適材適所の人事配置に取り組むほか、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付閣総第 175 号・府共第 211 号）の趣旨を踏まえた女性職員の登用を進める。</p> <p>また、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿って、各種研修を実施すること</p>	<p>2. 人事管理</p> <p>質の高い人材を確保するための採用活動を計画的に進めるとともに、全職員を対象とした勤務希望調査を実施した上で各個人の適性を考慮し、適材適所の人事配置への取組を推進します。また、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付閣総第 175 号・府共第 211 号）の趣旨を踏まえ、女性職員の登用を推進します。</p> <p>職務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の向上、専門的知識の習得等、職員のより</p>	<p>・ 計画的かつ着実な人材確保</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 人材の効果的な活用</p> <p>限られた人的資源で業務運営の機能や効果を最大限発揮させることを目的として、国立印刷局人事管理運営方針（以下「運営方針」という。）を策定した（8 月）。運営方針に基づく具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 人材の確保</p> <p>国立印刷局に求められるニーズに迅速かつ的確に対応していくため、職務の特殊性等を踏まえつつ、多様で有為な人材の確保に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立印刷局ホームページ及び就職情報サイトを活用して広く求人活動を行うとともに、新たに全国の試験会場で受験できるテストセンター方式による試験を実施した。 女性の積極的な採用を推進するため、ワークライフバランスの推進事例について就職情報サイトで紹介したほか、女性の参加者を対象とした企業説明会を開催した。 <p>なお、政府方針等による採用選考活動時期の変更を踏まえ、広報活動は平成 27 年 3 月以降、選考試験は 8 月以降の実施とした。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>運営方針に基づき、意欲と志のある優秀な人材の確保と効果的な人事配置に努めている。</p> <p>特に、女性職員の活躍を推進するため、女性の積極的な採用と管理監督者への登用を見据えた人事配置に努めていることは評価できる。</p> <p>障害者雇用については、ろう学校を訪問し求人活動を行う</p>	<p>評定 B</p> <p><評価の視点></p> <p>計画的かつ着実な人材の確保、適材適所の人事配置、女性職員の登用の促進が行われたか。</p> <p>計画的な人材育成により職員の能力向上や技能の伝承が図られたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>就職情報サイトへの登録や全国の試験会場で受験できる試験方式を実施するなど、必要な人材の確保に取り組んだ。</p> <p>また、課長相当職以上の職員に占める女性職員の割合については、国立印刷局が設定した目標を達成した。</p> <p>職員研修方針及び中央研修計画を策</p>

<p>等により、職員の能力の向上や技能の伝承を図る。</p>	<p>一層の資質向上を図るための研修計画を策定し、確実に実施することを通じて職員の能力の向上や技能の伝承を図ります。</p>	<p>・女性職員の登用等の促進（参考指標：課長相当職以上の職員に占める女性割合）</p> <p>・研修計画の策定の有無</p> <p>・研修計画の確実な実施（対計画100%）及び職員の能力向上・技能伝承</p>	<p>ロ 適材適所の人事配置</p> <p>職員の育成、モチベーションの向上等を考慮しつつ、採用年次や採用区分にとらわれることなく、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を基本に、キャリア形成については、必要な技術・技能の確実な継承に留意しながら、中堅・若手職員を中心に幅広い職務経験を積ませるよう努めるなど、適切な人事ローテーションを行った。</p> <p>また、勤務希望調査の際、上司との面談を全職員に対して行い、上司と部下の直接的な対話を通じて職員の適性や能力、キャリア形成の考え方を的確に把握することにより、将来の人材育成を考慮した適材適所の人事配置を行った。</p> <p>ハ 障害者雇用に向けた取組</p> <p>障害者の雇用を促進するため、都内近郊のろう学校を訪問し求人活動を行うとともに、採用試験においては、聴覚障害者面接時の手話通訳などを実施した（障害者雇用率：2.3%・法定雇用率：2.3%）。</p> <p>ニ 女性職員の活躍に向けた取組</p> <p>女性職員の登用拡大に向けた取組として、上司は女性部下職員との面談においてキャリアイメージを把握するとともに、個々に応じたキャリアカウンセリングを実施するなど、女性職員の活躍とワークライフバランスの推進を図った。</p> <p>また、女性職員の採用・登用の拡大を図るため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき一般事業主行動計画を策定し、東京労働局長宛てに届け出るとともに公表した（平成28年3月）。</p> <p>なお、課長相当職以上の職員に占める女性割合（参考指標）については、内閣府からの要請に基づき、国立印刷局において設定した目標（平成27年度末（注1）における女性管理職数が平成26年度期首実績2名の50%程度増）を達成した。</p> <p>（注1）平成28年4月1日の状況を含む。</p> <p>（2）研修計画等</p> <p>製造業としての特殊性を踏まえるとともに、女性職員の活躍の促進に向けた取組として、新たに女性職員登用に向けた研修の拡充にも配慮しつつ、職員研修方針及び中央研修計画（以下「計画」という。）を策定した（平成27年3月）。</p> <p>計画に基づき、自ら変革を主導できる「自律型人材」の育成を目指した階層別研修、モノづくり基盤を支える技能人材の育成を目的とした技術系研修及び専門知識・技術の付与等を目的とした職種別研修について、</p>	<p>とともに、採用試験において、障害の程度を考慮した方法で実施し、公平かつ公正な採用選考の実施に努めている。</p> <p>研修については、計画に基づき、各種研修を着実に実施し、人材育成を推進することで、職員の能力向上及び技能の伝承を図っている。</p> <p>業務改善活動を推進し、職員の業務改善に関する意識の向上に努め、文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を授与されたことは、優れた創意工夫により、職域における技術の改善・向上に貢献したものと評価できる。</p> <p>以上のことから、「人事管理」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p>	<p>定し、当該計画に沿って各種研修を実施したほか、業務改善活動を推進し、優れた案件については表彰を行った。職員5名が「平成27年度科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞するなど、人材育成や技能伝承の成果が認められる。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
--------------------------------	--	---	--	--	--

				<p>計画的かつ着実に実施した。</p> <p>技術系研修については、若年層・中堅職員を対象に、銀行券の製造に関する基礎知識・専門知識を付与するため、研修センターを始め、研究所及び小田原工場等の施設・設備を有効に活用し、演習及び見学を交え実施した。</p> <p>外部委託研修においては、新規に人事院の主催する「女性職員キャリアサポートセミナー」等に参加するなど、女性活躍に関する外部研修の拡充を図った。</p> <p>また、専門的知識等を有する職員を育成するため、国内外の大学、企業等に職員を派遣した。</p> <p>この結果、計画に定める研修件数 85 件全てを実施した。</p> <p>生産性の向上等を目的とした業務改善活動については、サークル活動等を推進し、改善効果や実用性等が優れた案件については表彰を行うとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催した（10 月）。また、優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞（注 2）を授与された。</p> <p>（注 2）科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの</p>	特になし。	
--	--	--	--	--	-------	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標（参考）	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	<p>3. 施設及び設備に関する計画</p> <p>平成27年度における施設及び設備に関する計画は以下のとおりです。</p> <p>投資に当たっては、投資目的等について、理事会や設備投資及び調達委員会における厳格な審査に基づき行います。</p> <p>また、投資効果や進捗状況を的確に把握し、計画の見直しや次年度の計画の策定を行います。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 設備投資計画の確実な実施</p> <p>設備投資計画を確実に実施するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>イ 設備投資委員会の見直し</p> <p>単年度管理型の行政執行法人への移行による予算執行管理の強化に伴い、これまでの個別投資案件の審議に加え、設備投資の全体計画を「設備投資委員会」（設備投資及び調達委員会から改称）において審査することとし、PDCAサイクルをより確実に機能させるよう見直しを行い、同委員会を13回開催した。</p> <p>ロ 設備投資計画の検証・見直し</p> <p>設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会において、仕様内容や費用対効果等を勘案した上で、価格の妥当性やスケジュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資を実施している。</p> <p>また、新たに設置した設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗状況の全体集約を行い、内容を精査の上、関係部門に対し情報提供を行うとともに、1件1億円以上の重要な投資案件の進捗につ</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>進捗状況等の把握により確認された課題に対し、設備投資計画全体を一元管理する仕組みの見直しを行うなど、PDCAサイクルを確実に機能にさせたことは評価できる。</p> <p>設備投資における計画と実績の差額（▲2,184百万円）の要因は、印刷局ネットワークシステム機器の更新において、他で発生した事案を踏まえた仕様変更を行ったこと等による受入年度の変更（▲1,802百万円）及びその他の案件による追加、変更（▲382百万円）である。一部の投資に計画変更の必要性が生じたものの、対策を講じている。</p> <p>今後、中期設備投資計画（639億円）に定めた投資内容について、その着実な実施に向けて取り組むこととする。</p> <p>なお、資本装備率（注）は、設備更新による効率化や効果的な人員配置により、平成27年度は13,850千円となり、</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>投資目的等について厳格な審査を行ったか。投資効果や進捗状況を踏まえ、計画の見直しや次年度の計画を策定したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>設備投資については、計画額と実績額に▲21.8億円の差異が生じているが、これは、印刷局ネットワークシステム機器の更新において仕様変更を行ったことによる受入時期の変更等によるものであるが、銀行券を始めとする各製品の製造・納入は確実に行われた。</p> <p>設備投資委員会において事前・中間・事後の各段階で投資効果等を検証し、計画の見直しや次年度の計画を策定を行って</p>		

			<p>いては、上半期にモニタリングを行い、その結果を関係部門へフィードバックした。</p> <p>これらの取組により把握した設備投資の計画変更の要因について検証を行い、設備投資計画全体を一元管理する仕組みや関連規程の見直し、入札不調等への対策を実施するなどPDC Aサイクルを確実に機能させた。</p> <p>なお、平成 28 年度設備投資計画の策定及び中期設備投資計画の見直しに当たっても、これらの取組を反映させるなどした。</p> <p>ハ 設備投資計画に対する実績</p> <p>設備投資額は、受入年度の変更などにより、5,911 百万円となり、計画額 8,095 百万円に比べて 2,184 百万円減少した。</p> <p>なお、受入を行った主な施設及び設備については、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1202 850 1840 1180"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>機関</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銀行券印刷機</td> <td>東京工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>券面検査装置</td> <td>東京工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">銀行券検査仕上機</td> <td>東京工場</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>小田原工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>彦根工場</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>試作大判検査装置</td> <td>研究所</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設、設備に関する計画及び実績については、別表のとおりである。</p> <p>(2) 平成 28 年度設備投資計画の策定</p> <p>平成 28 年度設備投資計画については、中期設備投資計画を基本に、平成 27 年度設備投資計画の進捗状況を踏まえつつ、設備投資委員会の事前審査において、投資の必要性、仕様、価格、実施時期、費用対効果を検討するとともに、今後のキャッシュ・フロー、損益、中期設備投資計画等に与える影響を勘案し策定した。</p>	件名	機関	台数	銀行券印刷機	東京工場	1 台	券面検査装置	東京工場	2 台	銀行券検査仕上機	東京工場	2 台	小田原工場	1 台	彦根工場	1 台	試作大判検査装置	研究所	1 台	<p>過去 5 年間平均実績 13,102 千円を上回った。</p> <p>(注) 資本装備率</p> <p>資本装備率 = 償却対象有形固定資産簿価 (期末) ÷ 常勤職員数 (次年度期首)</p> <p>通常、企業の生産性は、労働者一人当たりの付加価値額を示す「労働生産性」で測られるが、銀行券や旅券などの公共的な製品については、市場での付加価値額の測定が不可能であるため、代替変数として「資本装備率」に着目することも一つの選択である。</p> <p>以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>設備投資の確実な実施に向け、設備投資計画全体を一元管理する仕組みや関連規程の見直し、入札不調等への対策を行ったことから、今後は、これらの対策の着実な実施に向けて取り組むこととする。</p>	<p>おり、PDC Aサイクルによるマネジメントが適切に実施されている。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
件名	機関	台数																						
銀行券印刷機	東京工場	1 台																						
券面検査装置	東京工場	2 台																						
銀行券検査仕上機	東京工場	2 台																						
	小田原工場	1 台																						
	彦根工場	1 台																						
試作大判検査装置	研究所	1 台																						

4. その他参考情報

平成 27 年度の施設及び設備に関する計画については、銀行券印刷機、銀行券検査仕上機など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、印刷局ネットワークシステム機器の更新において他で発生した事案を踏まえた仕様変更を行ったこと等が要因で、事業計画に対して 2,184 百万円の減少となっているが、設備投資の進捗状況を踏まえ、計画段階や実施段階等での精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
静岡敷地、神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎の国庫納付			○					
払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎の国庫納付に向けた手続きの開始			○					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>3. 保有資産の見直し</p> <p>① 静岡敷地、神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎については、平成27年度中に速やかに国庫納付を行う。また、平成26年度末に廃止することとしている払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、国庫納付の方法等について関係部局と協議を行い、結論を得た上で手続きを進め、適切な処分を行う。</p>	<p>4. 保有資産の見直し</p> <p>① 平成27年度においては、以下の不要財産については、現物を国庫納付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡敷地 神宮前宿舎 神宮前第3宿舎 <p>また、平成26年度に廃止した払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、国庫納付に向けて関係部局との協議を行う等適切な処分に向けた取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 静岡敷地、神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎の国庫納付 払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎の国庫納付に向けた手続きの開始 廃止等に向けた取組状況 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 不要財産の国庫納付</p> <p>イ 不要財産</p> <p>(イ) 静岡敷地については、平成27年6月30日に現物による国庫納付を行った。</p> <p>(ロ) 神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎については、平成28年3月25日に現物による国庫納付を行った。</p> <p>ロ 廃止宿舎</p> <p>払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、現物による国庫納付に向けて財務事務所等関係部局と協議を進めた。</p> <p>② 淀橋宿舎及び小田原工場に隣接する施設等について</p> <p>イ 淀橋宿舎の廃止に向けた取組</p> <p>淀橋宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員</p>	<p><評価と根拠> 評価: B</p> <p>不要財産については、現物による国庫納付を行うとともに、平成26年度に廃止した3宿舎については、現物による国庫納付に向け、関係部局との協議を進めている。</p> <p>国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、職員宿舎の廃止に向け入居者と調整を重ねるなど取組を着実に進めており、当該計画で定める平成29年度末までの削減目標(356戸の削減)に対し、平成27年度末において、146戸(41%)</p>	<p>評価 B</p> <p><評価の視点></p> <p>保有資産の見直しが計画的に確実に進められたか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>静岡敷地、神宮前宿舎及び神宮前第3宿舎の国庫納付が完了したほか、払方宿舎、薬王寺宿舎及び神宮前第2宿舎については、今後の国庫納付に向け関係部局との調整を進めている。</p> <p>淀橋宿舎については計画を前倒し平成27年度末に廃止したほか、小田原工場に隣接する施設については、研修施設として活用するため、耐震工事の外注設計作業等を進め</p>	

<p>② 淀橋宿舎については、平成29年度末までの廃止に向けた取組を進める。また、小田原工場に隣接する体育館等については、小田原市との津波一時避難施設としての利用に関する協議の結果等を踏まえ、必要な措置を行う等、引き続き有効活用に努める。</p> <p>その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。</p>	<p>② 淀橋宿舎については、国立印刷局職員宿舎見直し計画に基づき、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ廃止に向けて取り組みます。</p> <p>また、小田原工場に隣接する体育館等については、津波一時避難施設としての利用に関する小田原市との協議の結果を踏まえ、引き続き有効活用に努めます。</p> <p>その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを行い、見直しの結果、遊休資産が生ずる場合には、将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行います。</p>	<p>・淀橋宿舎の廃止に向けた着実な取組</p> <p>・その他の保有資産についての平成27年度以降の廃止等に向けた検討の推進</p>	<p>宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)を受けて策定した「国立印刷局職員宿舎見直し計画」(平成25年度から29年度までの5か年計画)において、平成29年度末までの廃止を予定していたところ、当該宿舎敷地が東京都の進める再開発事業地域の対象とされたことを踏まえ、平成27年度末に廃止した。</p> <p>ロ 小田原工場に隣接する施設に係る検討 小田原工場に隣接する施設については、工場用施設から研修用施設として転用・活用することとし、改修工事等に向けた手続を進めた。</p> <p>ハ その他の保有資産の見直し (イ) 集水路管理用地(小田原工場敷地の一部)については、資産の処分に向けて地元自治体である小田原市等関係部局と協議を行った。</p> <p>(ロ) 虎ノ門工場敷地及び本局敷地については、虎ノ門二丁目地区再開発事業後の当該資産の有効活用について、将来の事業再編等を踏まえて検討を進めた。</p>	<p>の削減となっている。</p> <p>小田原工場に隣接する施設について、転用・活用に向けて準備を進めるなど、資産の有効活用について着実に取り組んでいる。</p> <p>活用見込みのない小田原工場敷地の一部にある集水路管理用地については、関係部門との協議を進めている。</p> <p>以上のことから、「保有資産の見直し」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	<p>た。</p> <p>小田原工場敷地の一部にある集水路管理用地等についても、今後の処分に向けた取組を進めている。</p> <p>以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。</p>
--	--	---	--	--	---

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5-(1)	労働安全の保持について		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
職場環境整備に資する計画の策定の有無	有		有	/	/	/	/	/	
職場環境整備に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る		100%						
重大な労働災害の発生件数	0件		0件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	理由
<p>4. 職場環境の整備</p> <p>(1) 労働安全の保持について</p> <p>職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。</p>	<p>5. 職場環境の整備</p> <p>職員の安全と健康を確保するため、安全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一層の推進、健康管理の充実など、職場環境整備及び健康管理に資する計画を策定し、確実に実施します。</p> <p>(1) 労働安全の保持について</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づく安全衛生教育や安全作業基準の確認等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境整備に資する計画の策定の有無 ・職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計 	<p><主要な業務実績></p> <p>① 労働安全の保持</p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成 27 年 3 月）し、当該計画に基づき、リスクアセスメントの強化等の重点実施事項に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は 100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <p>イ 法令の遵守等の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生業務に関する法令等の改正内容について、本局から各機関に定期的に周知（4 月・7 月・8 月・11 月）するとともに、各機関において化学物質の管理等に関する安全考査等を実施し、安全衛生関係法令の遵守状況を確認した結果、法令違反は見受けられなかった。 ・法令の遵守等に取り組む一方で、労働基準監督署からは是正勧告等を受けた（Ⅶ「1. (1)コンプライアンス」参照）。 <p>ロ 安全衛生教育の実施状況</p> <p>各機関において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第</p>	<p><評価と根拠> 評価：C</p> <p>重点実施事項として安全衛生教育等の各種取組を確実に実施することで、重大な労働災害が発生していないことは評価できる。</p> <p>休業 4 日以上の労働災害への対応として、安全教育を再度実施し、徹底するとともに、各種物的対策を実施している。</p> <p>なお、休業 4 日以上の労働災害の発生率を「千人率」(注 2)として見た場合、平成 27 年度の発生率は 0.95 となっている（平成 26 年度：印刷・製本業 1.5、</p>	<p>評価 C</p> <p><評価の視点></p> <p>職場環境整備に資する計画を策定し、労働災害発生を防止したか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、計画に沿って安全衛生教育、安全作業基準の確認、リスクアセスメントの強化等を実施し、労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組んだ。</p> <p>重大な労働災害は発生しなかったものの、休業 4 日以上の労働災害が 4 件発生し、うち 1 件について労働基準監督署からは是正勧告等を受けた。</p>	

		<p>画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な労働災害の発生件数(0件) ・労働災害の発生状況 <p>※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に3人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。</p>	<p>60条の規定に基づく職長教育(新任作業長の安全衛生教育)を実施(6月～8月)するとともに、新規採用職員及び配転者を中心として安全衛生教育を実施した。</p> <p>ハ リスクアセスメントの強化の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生した場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業においてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に努めた。 ・ 平成28年6月からの化学物質リスクアセスメント(注1)の義務化に向け、対象となる機関において実施計画を策定し、7月から化学物質リスクアセスメントを開始した。 <p>(注1) 化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性、有害性等の調査</p> <p>ニ 高年齢者に対する安全・健康対策の実施状況 全国安全週間(7月)等の取組として危険予知の徹底を図るとともに、全国労働衛生週間(10月)及び毎月実施する安全衛生点検において、職場内の段差の解消、注意を促す表示を実施するなど、労働災害の防止対策を行った。</p> <p>ホ 安全活動の実施状況 労働災害が発生する可能性のある機械の清掃等の非常作業時において、作業手順の確認など作業前ミーティングの実施を徹底した。また、新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準の再確認を実施し、74件の改廃を行った。</p> <p>ヘ 労働災害の発生状況 計画等に基づく各種取組の結果、重大な労働災害は発生しなかった。しかし、休業4日以上労働災害については、4件発生した。事案の概要は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁刻機の搬送部において、異物除去の際、合図、応答及び確認が不十分であったため、右手人差指が機械に巻き込まれ負傷した(9月：岡山工場)。 ・ マシンチェストの点検・清掃作業の際、転倒し右臀部を負傷した(11月：岡山工場)。 ・ 精裁機において、製品トラブルの原因確認のため、機械を稼働した状態で用紙搬送部を左手指で触れていたところ、左手を挟ま 	<p>パルプ・製紙業3.5[出典：厚生労働省ホームページ]。</p> <p>(注2) 労働者1,000人当たりの1年間に発生した死傷者数</p> <p>以上のことから、「労働安全の保持」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められるものの、休業4日以上労働災害が4件発生していること及び労働基準監督署から是正勧告等を受けたことを踏まえ、「C」と評価する。</p> <p><課題と対応> 引き続き、労働災害ゼロに向け、安全教育の更なる徹底及び危険予知活動に重点的に取り組む。 法令の遵守等については、関係法令の改正動向の把握、安全教育の徹底及びリスクアセスメントを確実に実施し、類似事案の発生防止を図る必要がある。</p>	<p>本件については、目標となる指標については達成しているものの、休業4日以上労働災害が発生したこと、及び労働基準監督署から是正勧告等を受けたことは目標の達成度合いを判断するうえで極めて重要な事象であることから、自己評価においてCとした評価は妥当なものと考えられる。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 労働災害については、緊急安全点検等を通じて危険個所の改善等が図られているところであるが、休業4日以上労働災害について、4件中3件が同じ工場に集中しており、労働災害ゼロに向けて、安全教育の更なる徹底等に取り組むことが求められる。</p>
--	--	---	---	--	--

			<p>れ負傷した（11月：岡山工場）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 印刷機の凹版インカー部の清掃作業中、他の作業者が用意したウエスに気付かず、ウエスの上に乗って右足首を捻り負傷した（平成28年1月：東京工場）。 <p>これら4件の労働災害については、発生した工場において、その都度、発生状況、発生原因、再発防止策等について安全衛生委員会で審議したほか、発生した職場においては、工場長等の管理者による緊急安全点検を実施するとともに、危険箇所の改善状況について確認を行い、労働災害の再発防止に取り組んだ。また、機械の回転体及び保護具の取扱いに対する安全教育を再度実施し、徹底するとともに、安全装置の改善、安全防護柵の設置などの物的対策を実施した。</p> <p>なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類似災害の発生防止に取り組んだ。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5-(2)	健康管理の充実について		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
健康管理に資する計画の策定の有無	有		有						
定期健康診断の受診率	100%		100%						
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る		100%						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
(2) 健康管理の充実について 健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。	(2) 健康管理の充実について 健康管理に資する計画に基づき、職員の健康確保のため、定期健康診断受診率100%を目指して取り組みます。また、健康診断及び特別検診などの結果に基づく有所見者への健康指導・教育などのフォローアップや長時間労働者への面接指導を行うほか、職員の心身両面の健康管理の充実を図るため、研修、情報提供を行うなど、メンタルヘルス対策の充実に取り組みます。	・健康管理に資する計画の策定の有無 ・定期健康診断の受診率(100%) ・健康管理に資する計画の確実な実施(対計画100%、ただし計画のうち健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)	<主要な業務実績> ② 健康管理の充実 国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(平成27年3月)し、当該計画に基づき、ストレスチェック実施体制の構築等の重点実施事項に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。 具体的な取組については、次のとおりである。 イ 定期健康診断の実施状況 一般定期健康診断については、対象者4,600人全員が受診した。また、深夜業務、化学物質を取り扱う業務等に従事する職員を対象とした特別健康診断(年2回)については、対象者延べ2,420人全員が受診した。 ロ 健康指導等の実施状況 (イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況 ・健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとともに、定期健康診断及び特別健康診断の有所見者及び基礎疾患者を対象に、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管	<評価と根拠> 評価: B 健康診断については、一般定期健康診断及び特別健康診断を実施し、対象者全員が受診した。 長期休業職員に対する「職場復帰支援プログラム」に基づく職場復帰の支援などに取り組んだ結果、長期休業職員(27人)のうち16人(59%)の職員が職場への復帰を果たしており、効果的な支援が行われていると認められる。 なお、人事院が5年ごとに実施している国家公	評価 B	<評価の視点> 健康管理に資する計画を策定し、職員の健康の確保に取り組んだか。 <評価に至った理由> 国立印刷局安全衛生管理計画を策定し、計画に沿って定期健康診断や産業医による結果説明、メンタルヘルス対策等を確実に実施するなど、職員の健康管理の充実に取り組んだ。 以上を踏まえ、事業計画における所期の目標を達成しているとしてBとしたもの。

				<p>理対象者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法令を踏まえ、長時間労働による健康障害を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員を対象に産業医による面接指導（80 時間以上の場合）又は保健師による保健指導（45 時間以上 80 時間未満の場合）を実施した。 <p>(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルスケアの充実を図るため、産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。 職場復帰支援プログラム（注）に基づき、心の健康問題により 1 か月以上の長期間休業した職員（以下「長期休業職員」という。）に対し、産業医又はカウンセラーによる面談を実施し、当該職員の円滑な職場復帰を支援した。 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった職員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した。 心理的な負担を把握するための検査（ストレスチェック）制度の施行（12 月）を踏まえ、実施体制を構築するとともに、内部規程の整備を図った。 <p>(注) 職場復帰支援プログラム</p> <p>長期休業職員の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引</p>	<p>務員長期病休者実態調査（平成 23 年度）における「精神及び行動の障害」による長期病休者休業率（1.26%）に対し、国立印刷局の平成 27 年度における精神疾患による長期病休者休業率（0.60%：長期病休者 27 人）は低い水準にある。</p> <p>各機関における階層別のカウンセリング面談の継続実施により、長期休業職員以外の職員のメンタルヘルスケアの充実にも取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しているほか、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-6	環境保全		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
環境保全計画の策定の有無	有		有	/	/	/	/	
環境保全計画の確実な実施	100%		100%					
温室効果ガスの削減	20%減	平成13年度比	28.6%減					
廃棄物排出量の削減	8%減	過去5か年平均比	12.4%減					
ISO14001認証の維持・更新	100%		100%					
環境報告書の作成、公表の有無	有		有					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価			
5. 環境保全 製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を	6. 環境保全 地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、引き続き環境保全と調和の取れた事業活動を遂行すべく、環境保全計画を策定し、確実に実施します。 温室効果ガス排出量の削減については、効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な導入を進め、平成27年度の温室効果ガス排出量を、平成13	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証 環境保全計画の策定の有無 環境保全計画の確実な実施（対計 	<p><主要な業務実績></p> <p>環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画（以下「計画」という。）を策定（平成27年3月）し、当該計画に基づき、環境関連法令等の遵守、環境マネジメントシステムの運用・維持、資源・エネルギー使用量の抑制等に確実に取り組んだことにより、計画に対する実施率は100%となった。</p> <p>具体的な取組については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境関連法令等の確実な遵守に向けて、各機関に対し、遵守状況の調査を実施した（11月）。 環境保全のために必要な設備の的確な導入に向けて、各機関に対し、環境設備投資計画案件の事前確認を実施し、 	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>温室効果ガス排出量については、冷凍機のガス化や太陽光発電設備の導入効果等に加えて、空調機の更新やLED照明器具の採用など排出量の削減に向けて取り組んだことにより、目標（平成13年度比20%減）を大きく上回る28.6%の削減となっている。</p> <p>廃棄物排出量については、平成24年度に小田原工場において凝集沈殿槽の老朽化対策を実施したほか、各機関において有価物としての売払い等</p>	<table border="1"> <tr> <td>評定</td> <td>A</td> </tr> </table> <p><評価の視点></p> <p>環境保全計画を策定し、着実に実施しているか。</p> <p><評価に至った理由></p> <p>環境保全計画を策定し、計画に沿って環境関連法令等の遵守、環境マネジメントシステムの運用・維持、資源・エネルギー使用量の抑制等に取り組んだ。</p> <p>静岡工場検査棟冷凍機や空調機の</p>	評定	A
評定	A						

<p>図る。</p>	<p>年度と比較し、20%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>廃棄物排出量の削減については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、平成27年度の廃棄物排出量を過去5年間実績平均値と比較し、8%以上削減するよう取り組みます。</p> <p>また、環境保全活動の継続的改善を図るため、環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001認証の維持・更新を行うとともに、役職員の環境保全意識の向上を図り、事業活動全般において環境負荷の低減に取り組めます。</p> <p>さらに、環境保全計画に基づく環境関連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の抑制など、環境に対する取組について記載した環境報告書を引き続き作成し、国立印刷局ホームページにおいて公表します。</p>	<p>画100%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001認証の維持・更新 ・温室効果ガスの削減(平成13年度比20%減) ・廃棄物排出量の削減(過去5か年平均比8%減) ・環境報告書の作成、公表の有無 	<p>環境保全に係る設備投資計画の策定に向けて検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡工場検査棟冷凍機や空調機の更新、LED照明器具の採用などにより、温室効果ガス排出量は、平成13年度と比較して28.6%の削減となった。 ・各機関において、廃棄物排出量の削減に向け可能な限り再利用の推進や有価物としての売払いを行った。 ・製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用など廃棄物発生抑制の取組により、廃棄物排出量は、過去5か年の平均と比較して12.4%の削減となった。 ・ISO14001(注)認証について、各銀行券製造工場において、全職員が運用文書に基づき環境保全に取り組んだ結果、東京工場、小田原工場、静岡工場及び岡山工場において、維持審査に合格した。また、彦根工場については、認証の有効期間(3年)が経過することから、更新審査を受け、認証を更新した。 ・平成26年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書2015」として作成し、国立印刷局ホームページで公表した(7月)。 <p>(注) ISO14001 企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際規格</p>	<p>を推進するとともに、製紙工場において排出される紙料の再利用を行うなど、廃棄物発生抑制に積極的に取り組んだことにより、目標(過去5か年平均比8%減)を大きく上回る12.4%の削減となっている。</p> <p>ISO14001認証について維持・更新することができたことは、対象工場において環境マネジメントシステムの運用が確実に行われ、各職員が環境保全活動に取り組んだ結果であると認められる。</p> <p>以上のことから、「環境保全」については、定量的な数値目標のうち「温室効果ガスの削減」及び「廃棄物排出量の削減」について120%以上達成しているほか、他の定量的な数値目標を達成していることに加え、定性的な取組についても事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「A」と評価する。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>更新などにより、温室効果ガス排出量は目標を大きく上回る削減(143%)となった。</p> <p>また、製紙工場の製造工程において排出される紙料の回収・再利用などにより、廃棄物排出量は目標を大きく上回る削減(155%)となった。</p> <p>環境保全にかかる活動実績をとりまとめた「環境報告書2015」を作成し、ホームページで公表した。</p> <p>以上のように、本項目については努力の成果が各数値に高い水準で表れていることから、自己評価においてAとした評価は妥当なものと考えられる。</p>
------------	---	--	---	---	--

<p>4. その他参考情報</p>	<p>特になし</p>
-------------------	-------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-7	積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	7. 積立金の使途 独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）第15条第2項に基づき、前事業年度の終了時において積立金に係る主務大臣の承認を受ける計画はありません。		<主要な業務実績> 該当はなかった。	<評価と根拠> 評価：— <課題と対応> 特になし。	評価	<評価の視点> <評価に至った理由>

4. その他参考情報
特になし